

令和4年第1回湧別町議会定例会会議（第3日）

令和4年3月16日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 戸田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、総務課参事 佐々木和也、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斎藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 安藤克己、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 大塚幸夫、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 星義孝、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 大口貢、総務課情報防災グループ主幹 青山賢治、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、住民税務課住民生活グループ主幹 鈴木俊一、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 山川涉、商工観光課商工観光グループ主幹 秋葉国宏、建設課長補佐 芝日斗志、建設課建設グループ主幹 森修司、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、水道課上下水道グループ主幹 細川聰、福祉課長補佐 伊藤弘樹、福祉課福祉グループ主幹 前野和憲、福祉課介護グループ主幹 宮坂達也、健康こど

も課主幹 北林孝之、健康こども課医療グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課子育て相談グループ主幹 谷口かなえ、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課児童支援グループ主幹 牧村宣幸、健康こども課児童支援グループ主幹 伊藤智恵子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、企画財政課財政グループ主査 渡辺政行、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教育総務課参事 佐藤大、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 池田孔紀、農業委員会事務局主幹 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 前川孝一、監査委員事務局次長 蔡悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 前川孝一、事務局次長 蔡悟志

会議に付した事件

別紙日程表に記載のとおり

令和4年第1回湧別町議会定例会議事日程

[第 8 号]

令和4年3月16日(水)午前10時00分開議

日 程	件 名	提出者
第 1	会議録署名議員の指名	
追加第 1	議案第 28 号 令和3年度湧別町一般会計補正予算	町 長
第 2	一般質問	
第 3	議案第 21 号 令和4年度湧別町一般会計予算	町 長
第 4	議案第 22 号 令和4年度湧別町国民健康保険特別会計予算	〃
第 5	議案第 23 号 令和4年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 6	議案第 24 号 令和4年度湧別町介護保険特別会計予算	〃
第 7	議案第 25 号 令和4年度湧別町水道事業会計予算	〃
第 8	議案第 26 号 令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計予算	〃
第 9	議案第 27 号 令和4年度湧別町下水道事業特別会計予算	〃

日 程	件 名	提出者
第 10	同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について	町 長
第 11	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	"
第 12	諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について	"
第 13	諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について	"
第 14	承 認 議員の派遣について	
第 15	承 認 閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)	
	以下余白	

令和4年第1回湧別町議会定例会

議事日程（第3日）

令和4年3月16日

日程第 1		会議録署名議員の指名
追加日程第1	議案第28号	令和3年度湧別町一般会計補正予算
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第21号	令和4年度湧別町一般会計予算
日程第 4	議案第22号	令和4年度湧別町国民健康保険特別会計予算
日程第 5	議案第23号	令和4年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第24号	令和4年度湧別町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第25号	令和4年度湧別町水道事業会計予算
日程第 8	議案第26号	令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計予算
日程第 9	議案第27号	令和4年度湧別町下水道事業特別会計予算
日程第10	同意第 1号	オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第11	諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第12	諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第13	諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第14	承 認	議員の派遣について
日程第15	承 認	閉会中の所管事務調査等の申出について

（各常任委員会及び議会運営委員会）

開 議 宣 告 (10:00)

○議長 ただいまの出席議員は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思いますが、町長より追加議案1件の提案がありました。これを本日の議事日程に追加し、議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案については本日の議事日程に追加し、議題にすることと決定いたしました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、関野君、2番、高田君を指名いたします。

追加日程第1、議案第28号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第28号 令和3年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第2、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁いただくようお願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。

4番、村川君。

○4 番 それでは、一般質問の趣旨説明をいたします。

新型コロナ禍の中での物価上昇に救援策を、を議題といたします。新型コロナが発生して以来、外国からの輸出入が止まり、また現在はロシア、ウクライナの突発的な紛争が起こったため、その影響が住民生活に係る全般が価格上昇に転じ、歯止めがかからない状況にあります。そのため、特に消費の多い子育ての中のご家庭においては、大変厳しい生活に声を上げております。子供は、町の中心であり、宝あります。町長は、住民が安心して暮らせるまちづくりを提唱しております。今が住民が安心して生活ができるよう支援すべきと思っております。今でも国のコロナ交付金で住民対策はされておりますが、これだけ長期にわたりコロナが続いている現状を踏まえ、全町民1人5,000円の支援をすべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員の新型コロナ禍の中での物価上昇に救援策についてのご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの発生から3年に入り、年明けから第6波が到来し、これまでよりも感染拡大のスピードが早いものの、感染拡大がピークアウトしたとの見方もありますが、いまだ1都1道2府14県はまん延防止等重点措置期間であり、感染拡大防止のための行動の自粛を余儀なくされております。

長引くコロナウイルス感染症との闘いに加えて、ロシアのウクライナ軍事侵攻に対し、欧米や日本が経済制裁を発動し、加速させ、世界経済情勢は不安定な状況であります。

これによって、国際物流が混乱し、原油価格の高騰が止まらず、ガソリンの小売価格の上昇、輸送コストの上昇によって食料品が相次いで値上がりするなど、国民生活は大きな打撃を受け、日々の感染予防対策に加え、経済的な不安を抱えております。

本町における新型コロナウイルス感染症への対応については、地方創生臨時交付金を財源として、令和2年度及び3年度において中小企業事業者、医療機関、老人介護施設などへの支援、独り親家庭及び子育て世帯、高齢者及び低所得者などへの支援、その他感染症対策を講じてきたところであります。

また、直近では、国の施策として住民税非課税世帯や子育て世帯に対し現金給付が行われており、町としても福祉灯油など商品券及び子育て世帯への商品券の交付を行い、コロナ禍における日常生活の不安を解消すべく継続して支援を行っているところでございます。

議員からこれだけ長期にわたりコロナが続いている現状を踏まえ、全町民1人当たり5,000円の支援をすべきとのご質問でございますが、さきの1月及び2

月臨時会への補正予算、令和4年度予算を一連の15か月予算として留保しております地方創生臨時交付金を有効に活用し、その時々の情勢を見極め、そして町内の関係団体との連携を密にしながら、何が効果的なのか、支援の目的を明確にして対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上、村川議員へのご回答とさせていただきます。

○議長　4番、村川君。

○4番　ただいま町長から答弁をいただきました。

今の住民の生活は大変厳しい状況にあり、パートの方々は仕事がなく、物価が月二、三万円増加しており、また卒業式、入学式と大変費用がかさんでおります。また、高齢者にとっては、非課税者対策はされましたが、やはり物価高の大きな影響を受けております。昨年は、税収も上がり、町は安定した財政運営を行っていると思います。令和3年度のコロナ交付金での計画等も精査し、また全員協議会で説明がありました令和4年度のコロナ交付金7,500万円と、また町単費を活用できると考えます。1人5,000円の負担で全町民4,000万円くらいの予算でございます。これを対応することにより、町内商工業者への支援策にもつながり、町の考え方沿った対策になると考えます。町民は、この3、4月は一番費用もかかり、仕事も少ない現状であります。町長には、即決、決断できる特権があると思っております。町の自治の基本は住民であり、子供は町の宝なのです。必要なときに必要な対策を講じるべきと考えますが、再度町長の考えをお伺いいたします。

○議長　町長。

○町長　村川議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご答弁させていただいたとおり、私も今の状況と非常に物価上昇、また燃料高騰等で大変厳しい状況だというふうには感じてございます。このような状況において、今国におきましても1月、2月と子供、または非課税世帯に対してそれぞれ、子供世帯に対しては5万円と町として1万円の商品券を交付させていただいております。そして、非課税世帯には10万円の給付がされているという状況の中において、そういう状況にあるからこそ、そういうふうな給付がされているというふうに考えてございます。

その状況を踏まえて、今日の新聞によりますと、また国としても高齢者世帯に対して年金減額分に対する給付を今検討しているというような状況も確認させてございますので、そういう状況も踏まえて総体的に考えながら、どこに給付することが効果的なのか、また目的として商工振興なのか生活支援なのかという部分も十分考えながら、それらについては支援をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　4番、村川君。

○4 番 町長の真面目な考え方というのは十分理解できるわけですけれども、やはり大事なときに支援をする、町独自で支援策を考えるということが一番基本だというふうに思っております。今までの流れ行政から、やっぱり活力ある行政に転換しなければ町の活性化はないというふうに考えております。刈田町長には、その能力は十分にあると思っております。町長には、柔軟な対応で住民対策をすることが求められていると思いますが、再度町長の考え方をお伺いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 再度のご質問にお答えさせていただきます。

基本的に何らかの支援は考えていきたいということは間違ひなく考えているところでありまして、町内の状況を見ますと、今回の予算にありますとおり、町税自体も例年より1億円伸びているというようなことで、それなりの所得があるのだというふうな状況も把握しているところでございますので、どの世帯、どの部分に支援をしていく必要があるのかという部分について十分見極めながら支援を実施していきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 率直に町長の考え方、本当に理解はできます。

いろんな非課税世帯、障害者、子供たち、こういう支援はそれなりに国としてもやっております。しかし、これだけ長期の間に10万円や20万円の支援を受けても、まだまだ足りないのが現状であります。やっぱりそれらを踏まえて、全町民が困っておりますので、それを十分に理解していただいて、対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 町長。

○町 長 新型コロナ禍の中での救援策という部分でございます。

令和2年、令和3年と飲食業対策として全世帯に5,000円のきずな5商品券を3回配付させていただいたということでございます。この目的としては、飲食業、また商工振興という部分で実施させていただいたという部分でございます。その中で、生活支援というだけの目的で全世帯というのはいかがかなという部分も考えてございますので、目的をしっかりと持って大変な方に支援をしていきたいというようなことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君の質問が終わりました。

次に、2番、高田君。

○2 番 私は、2つの項目につきまして質問いたします。

まず、1点目でございますけれども、持続可能な地域づくりについてでございます。町長は、所信表明で町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実

現を目指すとのビジョンを述べられました。そのことにつきまして、まず1点目でございますけれども、本町では上湧別、中湧別、湧別、芭露のおのの中心市街地とされております。今は、人口減少、少子高齢化、社会の変化により衰退が進み、住民同士のコミュニティ機能も低下し始めております。

そこで、市街地については今後平均化した均衡ある発展ができるることを模索するのか、あるいは一部の市街地に集中的に重点投資をするコンパクトシティ一化を進めるのか、お考えをお聞きいたします。

その2でございますけれども、町の将来を託す子供たちをしっかりと育てていくことは、何よりも重要であると標榜されております。町長の選挙公約でもあります上湧別地区においての施設一体型義務教育学校の設置については、小学校区4か所で説明と協議がされました。そのほとんどの意見が早期に上湧別中学校を主体とした開校を望む声がありました。この声を聞いた上で、町長が思い描く今後の指針とタイムスケジュールをお示しをいただければと思います。

2点目でございますが、本庁舎は上湧別庁舎の活用をとのことであります。行政機能の集約化と公共施設の再配備については、中長期の財政見通しを立て、経費の削減、スクラップ・アンド・ビルトの徹底により財政基盤の強化を図りたいと述べられております。

そこで、役場庁舎については、平成28年4月1日より分庁方式に改めて、将来的には本庁方式が望ましく、分庁方式はその過程であると定められました。両庁舎の現状を見ますと、湧別庁舎が建築年が昭和53年、第2庁舎は昭和48年であります。耐震の対応が国の基準を満たしておりません。上湧別庁舎は、昭和62年の建築年であり、コミュニティセンターも同年であります。その実情を考慮すると、耐用年数を含めて上湧別庁舎はまだまだ活用できるものと考えます。庁舎を中心地である中湧別がよいのではとの提案がございますが、現状を鑑みますと、莫大な予算規模が必要と推察されることから、財政上の観点からは難しいのではないでしょうか。今後は、新生活スタイルを取り入れた町民の皆様の安全と健康、生活支援や経済支援を最優先に取り組まなければならないと思います。その上で、コロナに強い湧別町をつくり上げることが課題となりましょう。そのことにおきまして、本庁舎につきましては現状をつぶさに説明することにより、町民の皆様には十分にご理解をいただけるものと考えますが、ご所見をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長　　町長。

○町長　　高田議員の1点目の持続可能な地域づくりについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町では人口減少、少子高齢化、社会変化により、空き家、空き店舗が増加し、人口密度が低下することにより中心市街地の衰退や住民同士のコミュニティ機能の低下などの地域課題が大きな問題となっております。中湧別地区には、医療機関や高等学校、そして商店なども多数あり、中心的な市街地が形成されており、上湧別及び湧別、芭露地区にそれぞれを充実させながら、それらを利用しやすい公共交通網で結んでいくことも町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現につながるものと考えているところでありますので、公共交通の利用状況をアンケート調査などにより町民の皆様の声を聞いてまいりたいと思っております。

人口減少の時代のまちづくりにおいては、コンパクトなまちづくりが求められておりますので、立地適正化計画の策定なども検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、上湧別地区における施設一体型の義務教育学校の建設に向けての基本的な考え方とスケジュールについてのご質問ですが、さきの町長選挙において、私は学力と学校力の向上のため小中一貫教育の推進を申し上げてきたところであります。ご承知のとおり、湧別町では義務教育9年間を通して小中一貫教育を目指しており、平成30年に開校した芭露学園、さらに湧別地区義務教育学校については令和5年4月に開校すべく現在整備を行っております。

ご質問の上湧別地区における小中一貫教育の取組については、施設一体型の義務教育学校の設置を検討するため、地域や保護者の皆さんとの幅広いご意見をいただきたく、去る1月11日から14日までの4日間で小学校区ごとに地域懇談会を開催したところであります。総勢76名の参加を得て多くの貴重な意見をいただいたところであります。いただいた意見については、1つの中学校と4つ的小学校が1つになるわけですから、当然不安である旨のご意見も少なくありませんでしたが、議員申し上げるとおり早期に取り組んでいただきたいという意見がほとんどがありました。また、これまで地域の方々や保護者の方々から様々な観点から同様の意見をいただいております。したがいまして、これらの意見を総合的に判断し、現在の上湧別中学校を拠点とし、施設一体型の上湧別地区義務教育学校を整備することを基本方針として、4月には再度それぞれの地域に出向き、その方針についての説明会を開催し、改めて理解を求めたいと考えてございます。その説明会を踏まえた上で、具体的な方針とスケジュールなどについてお示ししてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の本庁舎や上湧別庁舎の活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、私の基本的な考えですが、令和3年12月定例会において檜山議員からの一般質問にお答えしたとおり、できるだけ早い時期に分庁舎方式から本庁舎

方式へ移行し、庁舎を一本化することでありまして、最終的な結論については町民の皆様や議会との議論を通して決定していきたいと考えてございます。このことを検討するための組織を立ち上げるべく、本定例会に湧別町庁舎等検討委員会条例の制定について上程し、議決をいただいたところであります。今後は、この委員会において情報をオープンにした中で、高田議員が言われる庁舎の位置を含めしっかりと議論、検討し、令和4年度中に方向性を出したいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、高田議員へのご回答とさせていただきます。

○議長　2番、高田君。

○2番　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。一問一答でいきたいと思っておりますが、まず1番目の質問の中で、今後利用しやすい公共交通網で市街地を結ぶという発想、これを私は高く評価をいたします。

それで、これにつきましては今現在具体的にどのような構想をあるのかどうか、それをお聞かせいただきたいと存じます。

○議長　町長。

○町長　公共交通網の整備については、今回の新年度予算にもありますけれども、まず遠軽町と佐呂間町と本町と3者で公共交通網の再整備を検討するための会議というか、検討をしていきたいというふうに考えてございますし、現在町内にあります町営バスまたはタクシー等々も含めて、やっぱりどういう方式で医療機関ですとか公共施設等々に来るのだというようなことが一番の課題になってきているという部分もございますので、そこらも総体的に考えながら、町内にないものについては他町へ行けるような方法と、町内の中で巡回できるような方法等々も含めて、全ての地域に全てのものをつくるということは今後不可能な状況になってくるということになりますので、そこに連れていくような、そこに行けるような方法を考えながら進めていきたいということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　2番、高田君。

○2番　それでは、続きまして義務教育学校の関係でございますけれども、このことに関しましては刈田町長の教育に対する熱い気持ちが非常に伝わってまいります。

まず、先に教育は人づくりであり、まちづくりの要であると思います。少しでも子供たちにはよりよい環境で学習に取り組んでもらえるような、そういうような機会をつくることが大事であろうと思っております。

上湧別中学校に関しましては、グラウンドの全周400メートルという、道内の小中学校を見てあまりないような非常に立派なグラウンドを持っておりま

す。そのほかに野球場、ソフトボール場、テニスコートもありますし、また体育館も今現在も2つございますので、まさに施設一体型義務教育学校を建設するということにおいては最高の適正の一番いいということで私は考えております。

そういうことでありますと、今後とも……ただ、その中におきまして、ちょっと懸念があるというのは、通学時の交通機関、交通の利用がどのようになるのかということが不安の要素だということで言われておりますけれども、これはおいおい教育委員会の中でもいろいろ話し合がされていくことだと思いますけれども、いろんな諸問題はあろうかと思いますけれども、やはり少しでも町の子弟によりよい教育を与えるために今後ともよりよい環境で教育を進めていっていただきたいと思っておりますので、もう一度教育に対する町長の思いをお願いいたします。

○議長　町長。

○町長　上湧別地区の義務教育学校に関するご質問でございます。

先ほどご答弁したとおり、上湧別地区の義務教育学校についても、地域の皆様におかれましては早く整備をしてほしいという意見が多いというふうに私も感じているところでございます。平成30年に芭露学園を義務教育学校として開校して以来、4年、5年ですか、たっております。今湧別地区についても、来年の4月に開校できるということでございます。町内のように、各学年1クラスずつという学校においては、やっぱり9年間の義務教育学校がいいのだろうというふうなことについては、教育委員会とも十分協議しながら話し合ってきたところでございます。いろいろ課題はあろうかと思いますけれども、上湧別中学校を基本とした上湧別地区の義務教育学校を進めていきたいというのが私の基本姿勢でありますので、それに向けてまた住民の方と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

スクールバス等々、通学の部分については、全部がスクールバスがいいのか、地域公共交通機関もありますので、そこら辺との兼ね合いも考えながら、やっぱり通学について考えていかなければならぬのかなと。基本的には両方とも町が助成をしているというような部分もありますので、その部分も含めながら、今後において検討をしていきたいと思いますけれども、基本的には2キロ以上の子供については何らかの通学への援助をしているというような、支援をしているというような状況もありますので、そこらを踏まえながら進めていきたいと考えてございます。

4月に入りましたら、私も一緒に地域に入りまして、その説明会を行っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　2番、高田君。

○2 番 それでは、2点目に入らせていただきたいと存じます。

役場庁舎の集約については、防災対策も念頭に置くと言われておりますが、そこで心配されますのが、いずれ必ず起こるだろうと言われている根室半島沖のマグニチュード8程度の地震と、それに伴う津波ということが今大いに言われているわけでございますけれども、そのようなこともございますので、やはり湧別町役場庁舎に関しましてはそのようなことも念頭に置きながら、防災対策ということも十分に考えなくてはならないと思うわけでございますけれども、その辺りは町長はどのようにお考えですか。

○議 長 町長。

○町 長 庁舎の問題でございます。

基本的には、執行方針でも述べさせていただいているとおり、庁舎は町民の利便性、また防災上の対策も考えなければならず、避難施設としてもそうですし、防災拠点としての部分も考えていかなければならないということを申し上げさせていただいているところでございますので、そこら辺も踏まえながら庁舎の場所については検討していかなければならないだろうというふうに考えてございます。

ただ、根室半島沖の部分については、当然想定の範囲に入っておりまして、いろいろ調査したところによると、オホーツク海側に来るときにおいてはかなり低減されているということで、あの地震では湧別町に影響はないというようなことで調査の結果が出ておりますけれども、今北海道のほうでオホーツク海側、網走沖もしくは紋別沖の断層の部分でどうなるかというのが本年度か来年度出るようには聞いておりますので、本町で行った調査でもそういうのは心配ないというようなことで考えてはございますけれども、津波ばかりではございません。川の問題もありますし、水害の問題もありますので、そこら辺も踏まえながら防災を拠点としての位置づけも踏まえて、いろいろ住民の方々と協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 2番、高田君。

○2 番 最後になりますけれども、バリアフリーについてでございますけれども、これに関しましても上湧別庁舎には既にエレベーターがございまして、バリアフリーに対する対応がなされているというふうに思うわけでございますけれども、そのことにつきましてバリアフリーに関しましては町長もいろいろと考えてはいると思いますけれども、今現在においてのバリアフリー、上湧別庁舎に対していいか悪いか、十分かどうかということでお聞かせいただければ。これから新しい庁舎というのは、バリアフリーというのが常識になると思います。取りあえず今、上湧別庁舎にはエレベーターがあって、バリアフリーが一

部なされているというふうに理解をしていますけれども、ほかの公共施設に関しては、エレベーターがまだ設置されていないというようなことだと思いますけれども、その比較というか、一步先に上湧別庁舎はバリアフリー化が進んでいるのではないかということが言いたいわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長　町長。

○町長　公共施設のバリアフリー化に関するご質問でございます。

エレベーターついているのは、上湧別庁舎とＪＲＹについております。今回新たに湧別地区義務教育学校の湧別小中学校に設置しているところでありますので、町内にあっては3か所かなと思ってございます。ただ、バリアフリーの問題、スロープだとか障害者用のトイレの設置等々については、それぞれの施設において整備をされてございます。そういうようなことで、これからは公共施設については当然そういう部分で整備をしていかなければならないですし、我々が思う以上に障害者の方々については非常に生活しづらいというような空間もあるというように聞いてございますので、そこら辺については十分配慮しながら、今後施設整備、また開所等に当たる場合については対応してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　2番、高田君の質問が終わりました。

次に、3番、加藤君。

○3番　私は、ごみ分別・収集とリサイクルについて質問したいと思います。

平成14年からごみの分別が細分化され、翌年から有料化が始まり、20年を経過しようとしております。その間、両町の合併や焼却施設の整備によって分別収集の仕方が一部変わってきております。このたび策定されました第3期湧別町総合計画では、ごみの処理については循環型社会への取組を目指して、町民と事業者、行政が一体となってごみの減量化、リサイクルの推進を図り、適切なごみ処理と再資源化を進めますとしております。そして、主要施策では分別収集の徹底やリサイクルの推進等によりごみの減量化を進めますと明記しております。また、環境省のホームページでは、容器包装リサイクル法は容器包装廃棄物の処理を消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者はリサイクルするという3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたとしております。

そこで、2点質問いたします。最初に、本町のごみの減量化と資源ごみのリサイクルの現状をお示し願います。

次に、容器包装リサイクル法や湧別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第4号及び第5号に定める容器包装廃棄物やその他のごみ、資源ごみの收

集です。資源ごみの中で段ボール、新聞紙等において湧別地区と上湧別、中湧別地区では収集の仕方に違いがあります。上湧別、中湧別地区の方々から湧別地区と同じく収集場所は回数を増やしてほしいとの意見、要望をお聞きしております。私は、両地区を公平に収集するのが行政の責務であると考えております。町長は、この現状をどう改善し、どのように対処していくのか伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 加藤議員のごみ分別・収集とリサイクルについてのご質問にお答えいたします。

1点目のごみの減量化と資源ごみのリサイクルの現状についてであります
が、ごみを減らしていくには、できるだけ多くのごみを資源化することが重要
になりますので、住民の皆様や各事業所のご協力の下、ごみ出しのルールを守
っていただけけるようお願いしているところでございます。

平成28年度と令和2年度で比較しますと、燃やすごみは約25%搬出量が増加
してございます。燃やさないごみについては、逆に25%搬出量が減少しております。
これは、平成30年1月に遠軽クリーンセンターが稼働したことにより、
これまで燃やさないごみとして処理されていたプラスチック製品が燃やせるご
みとなったことが影響しているものと考えてございます。

資源ごみについては、容器包装プラスチック、空き缶、空き瓶など12品目に
分類し、回収を行っておりますが、搬出量はほとんど変わらない状況で処理さ
れてございます。

町内で収集された資源ごみは、遠軽地区広域組合リサイクルセンターなどに
運ばれ、中間処理後に資源化を行っており、現在遠軽町で建設中のマテリアル
リサイクル推進施設が稼働された際にはさらなるごみの資源化、埋立て処理ご
みの減量化が図られると考えてございます。

次に、2点目の資源ごみの収集についてでありますが、段ボール、新聞、雑
誌などの収集方法は、湧別市街地区はリサイクルステーションを設置し、空き
缶、ペットボトルなど一緒に月2回収集してございます。上湧別地域は、空き
缶、ペットボトルなどはごみステーションで月2回、段ボール、新聞紙などは
各自治会内に1か所から5か所程度指定した回収拠点で月1回収集しており、
湧別地域と比較しますと拠点数や頻度に差異がある状況になっております。

上湧別地域の段ボールなどの収集は、新型コロナウイルス感染症の影響など
で子ども会での集団回収が中止となった地域もあり、高齢者の方たちが回収拠
点へと運ぶ必要になった関係で、地域住民から見直しの要望等が寄せられてい
ると推測しております。これらの要望などは、今年度上湧別地区で開催された
地域づくり懇談会内でも要望がありました内容であり、検討すべき課題であり

ます。地域の実情、要望を聞き、地域と協議しながら統一化を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、加藤議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 今町長からごみの減量化と資源ごみのリサイクルの現状をお聞きしましたが、問題は資源ごみの中で容器包装プラスチックです。現在は、少しでも汚れていれば燃やすごみとして分別回収している状況にあるとお聞きしております。ちょっとすすぐば、資源ごみとしてリサイクルできるのではないかと思っております。燃やすごみが25%増えているのは、そこに原因があるのではないかと考えております。また、分別が面倒なため、ほとんど燃やさないごみとして出しておられる方がおります。燃やさないごみとして出せば、ほとんど回収されている状況下にあります。上湧別のごみ処理場に行きますと、かなりの量のプラスチックごみが散乱しております。町が発行していますごみの分け方、出し方のポスターでも、捨てればごみ、分別すれば大切な資源とうたっております。いま一度容器包装リサイクル法や総合計画の理念からも、循環型社会への取組を目指して、町民と事業者、行政とが一体となってごみの減量化、リサイクルの推進を図り、適切なごみ処理等再資源化を進めるためにも、町としては私は啓発活動を行うことが重要と考えておりますが、いかがでしょか。

○議長 町長。

○町長 加藤議員の資源ごみの回収についてでございます。

先ほど回答したとおり、燃やすごみが25%増えているということは、燃やさないごみから燃やすごみに25%増えているということでありまして、資源ごみにはなっていないということです。あくまでも処理、埋立てが減って燃やすのが増えたという部分であります。加藤議員言われるとおり資源ごみ化をすれば資源となるという部分でありますので、その辺については十分周知徹底を図りながら資源ごみ化していくというような部分の取組をしていきたいと思いますし、いろいろな部分についてはまだまだいろいろな資源としての活用もできるような資源もございますので、本町では12品目でございますけれども、まだまだ多い市町村もございますので、そこら辺も十分検討しながら、ごみの分別について検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、加藤君。

○3番 ありがとうございます。

次に、資源ごみの中の段ボール、新聞紙等の回収でございます。地域と協議しながら統一化を図ってまいりたいとのことであります。収集場所と回数に

差があります。町としては、どのような心づもりで今後協議し、具体的にどのように改善していくのかをお聞きしたいと思います。特に段ボールの回収です。自家用車を持ち運転できる方は、どこでも出すことが可能ですが。しかし、自家用車のない高齢者は本当に困っております。中には、国道を越えて手押し車で遠くまで段ボールを運ぶ姿を見ると、とても気の毒な思いをしております。子ども会での集団回収が中止になったから要望が寄せられたとのことですが、私は自治会や子ども会が回収することは、地域活動を助長することになり、とても大事なことであると思っております。しかし、資源ごみを回収するのは、条例でも定めておりますが、町に義務があるのではないでしょうか。速やかに対応することが重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 資源ごみの収集についてのご質問にお答えさせていただきます。

資源ごみの収集について、私も地域でご質問受けてから、健康カレンダーを見ますと湧別地区、上湧別地区、それぞれ上湧別地区にあって湧別地区にないもの、湧別地区にあって上湧別地区にないものと、いろいろ細かく分かれている部分が、今まで知らなかつたというのはあれなのですけれども、そういう差異があるというのが分かってきてございます。どちらにしましても、この資源ごみだけでなく、燃やすごみ、燃やさないごみも含めて、収集体制については全体的に見直さなければならぬ時期なのかなという部分があります。その部分含めて、今まで上湧別地域においては集団で収集するということで集めている、ためておくというような部分があつて、一回に持っていくからすごい量になるのだろうと思ってございます。湧別地域においては月2回ありますので、それほどの量ではなく、普通の資源ごみ等々と一緒に持っている部分ですから、拠点場所においても地域内に多くの拠点場所を設けておりますので、それにおいては意外とスムーズに今のところいっているのかなという部分もありますので、それらの状況を踏まえて、またあと収集する業者さんの問題もございます。当然業者さんにおいても収集する車だとか人員の問題もございますので、当然経費もかかってくるのだろうと思いますけれども、やっぱり生活上の必要なものでございますので、そこら辺を十分踏まえながら早急に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、住民に負担がかからないような形の中で収集体制を取っていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、加藤君。

○3番 対応していただけるという回答でございますが、町長、本当に高齢者の方は困っております。

それで、再度お尋ねしますが、自治会、地域と協議することなのです

が、いつぐらいまでに協議して、いつぐらいのときにこれが対応できるのか、改めて聞きたいと思います。お願ひします。

○議長 町長。

○町長 資源ごみの収集の部分でございます。

加藤議員言われるとおり、各地域で、上湧別地域において段ボールの集め方というのは現在早急な課題だというようなことも地域から聞いておりますので、その部分はその部分として今年については何らかの対応を考えていきたいと思いますし、全体的な仕組みづくりの問題については、時間をかけるわけではないですけれども、ある程度の地域と連携を図りながらやっていかなければならぬと思いますので、今本当に困っている段ボールの部分については、雪解け早々何らかの対応ができるかどうか地域と話しながら、集団収集がいいのかどうなのかという部分については、今年の分については早急に対応するような今検討をしていきたいと思いますし、全体的な仕組みづくりについては早急に話をを行いながら、業者さんとの問題もありますので、そこを踏まえて新たなシステムづくりをしていきたいというように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、加藤君。

○3番 ごみ分別収集は、その時々によってかなり変化してございます。その時々に応じて、町長、柔軟に迅速に対応を取っていただくことを期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長 3番、加藤君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(11:02)

再開宣言(11:10)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、関野君。

○1番 2点について質問します。

1点目、第2弾牛乳消費拡大緊急対策事業について。令和4年1月14日、令和4年第1回臨時会で表記の緊急対策事業を議決し、湧別町民に1人当たり1,000円分の牛乳贈答券が配布されました。当初心配されておりました生乳の大量廃棄は回避されましたが、今春以降生乳生産が増え、学校給食が休止等で処理不可能乳が発生することが予想されます。

当町の基幹産業であります酪農業は、管内JAの中で一番の出荷乳量でございます。約9万7,676トン、これは令和3年度累計でホクレン北見支所酪農家によるJA湧別町とJAえんゆう上湧別分でございますが、生産されておりま

す。酪農家の皆様も前年対比101%の範囲の生乳生産の抑制を強いられ、大変厳しい状況の中にあります。この厳しい難局を乗り越えるためにも、国の新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して、ここに第2弾の緊急対策事業、町民1人当たり1,000円の牛乳券配布を考えますが、刈田町長の所見を伺います。

また、先般の牛乳贈答券について、趣旨を逸脱した不適切な使用が散見されました。実施に当たっては、そのような事態が起きないよう工夫が必要かと考えております。いかがですか。

次、第2点目でございます。マイナンバーカードの普及施策及びデジタル対策でございます。このことについては、令和3年9月、国においてデジタル庁が発足しました。行政事務の簡素化が主眼かと思います。令和3年5月、カードの取得率は北海道は全国37番目の26.5%の交付率でございます。これは、総務省調べでございます。今後は、ますます行政事務のデジタル化が進み、当町においても避けて通ることはできません。しかし、現状は令和4年3月1日現在、町民8,264名中、取得者が2,010名、24.3%、職員につきましては167名中、取得者が66名の39%が取得されているのが実態であります。職員の半数も取得しない現状を行政の長である町長はどうに考えるのか、所見を伺います。

また、道内では市職員等が出向いて、カードの普及を図る状況が生まれてきていますが、当町としてはどのように普及させるのか、施策を庁内で検討されているのか、答弁を求めます。

さらに、デジタル庁の発足に当たり、令和3年3月開会の第1回定例会で高田議員が普及に当たり庁舎内に担当部署を設置する必要があると思うがとの質問に、時の前石田町長は現在の総務課情報担当グループでの対応可能と答弁しているが、現刈田町長におかれではどのように考えますか。

また、現在湧別町において町民が頻繁に利用するコンビニ店で一番必要とする証明書、住民票、印鑑登録証明書等の取得ができません。最近普及しているマルチコピー機を活用しての交付ができるよう体制を構築してはと考えますが、所見をお願いします。

○議長　町長。

○町長　関野議員の1点目の第2弾牛乳消費拡大緊急対策事業についてのご質問にお答えいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、全国的に牛乳や乳製品の需要が減少していることで、生乳がかつてない規模で大量に余り、廃棄される懸念が生じており、酪農業の経営にも大きく影響することが考えられます。このことを踏まえ、本町の基幹産業の一つである酪農業の経営安定の一助とするため、先般えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合、町の共同

により町民1人当たり1,000円分の牛乳贈答券を配布したところであります。

議員お見込みのとおり、本町の生乳出荷量はオホーツク管内一であり、このまま生乳の生産調整やコロナ禍により消費が落ち込みますと、今後も同様に本町の酪農業に大きな影響が出てくるのではないかと懸念しております。このような状況を回避するためには、やはり本町だけではなく、全道的に牛乳の消費拡大を図ることが重要であると認識しており、現在本町のみならず、北海道を筆頭に酪農を抱えている数多くの道内市町村においては、牛乳の消費拡大の動きが出始めており、今後も生乳の大量廃棄が回避されることを期待しております。

ご質問にあります第2弾牛乳消費拡大緊急対策事業の実施についてであります、まずは牛乳贈答券の配布を実施したところであり、町民の方には通知文書やかわらばんで令和4年3月までに使用するようお願いしております。今後牛乳の消費動向など情勢を見極めながら実施するか検討していきたいと考えてございます。

また、議員ご指摘の牛乳贈答券の配布趣旨を逸脱した不適切な使用についてでございますが、私の耳にも牛乳以外のものが取扱店によっては購入できるとの情報が入っております。2月中旬に取扱店には本取組趣旨を理解の上、牛乳のみ交換するよう通知しております、また町民の方は2月25日のかわらばんにて牛乳贈答券は牛乳に交換するよう周知してございます。今後同様の取組を実施する際には、何か工夫をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目のマイナンバーカードの普及施策及びデジタル対策についてのご質問にお答えいたします。

令和4年2月末現在、全国での取得率は41.8%、北海道では38.6%、本町では24.3%となってございます。

ご質問の職員の取得についてでありますが、私は役場職員については率先してカードを取得すべきと考えておりますが、残念ながらいまだ4割の取得率にとどまっております。職員に対しては、これまで定期的に勧奨してきましたが、引き続き未取得の職員に対しカード取得を促進してまいります。特に国がカード普及策として行っているマイナポイント事業に合わせて、6月をカード取得強化月間に設定し、取得率100%を目指してまいりたいと考えてございます。

さらに、マイナンバーカード普及の今後の施策についてでありますが、1つ目は町広報紙かわらばん、町ホームページ、各庁舎内電子掲示板によりマイナンバーカードの必要性や利便性及び今後の利活用について適宜周知を行っていきたいと考えております。2つ目に、特定の方が集まる集会等の場に出向いて

申請受付を行う。3つ目として、コロナ禍の中ありますので、電話連絡をしてもらうことにより、氏名等を記載された申請書及び専用封筒を申請者に送付して、個人にて郵送、申請してもらう、これらの取組によりさらなる普及に努めてまいりたいと考えております。

なお、申請手続は申請書に写真を貼って署名の上、郵送する、または役場窓口への提出、その他スマートフォンをお持ちであればQRコードを読み込むだけで簡単に手續ができるものであります。

現在マイナポイント第2弾が始まっており、マイナンバーカードを取得して申込みすることで5,000円分のポイントがもらえ、本年6月頃には健康保険証利用登録及び公金受け取り口座登録を行うことでそれぞれ7,500円分のポイントがもらえ、合わせて最大2万円分のポイントがもらえることになることから、重点期間として普及に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、デジタル化普及に向けて担当部署を設置する考えはあるかとのお尋ねですが、現在デジタル化対策を含め自治体システムの標準化や行政手続のオンライン化などを担当する部署として総務課情報防災グループを設置しており、対応可能と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、コンビニにおける証明書交付の導入ですが、近年コンビニ交付を導入している市町村が全国で増えてきております。道内では、179市町村中24市町村において導入されております。町民の利便性を考えれば、日常生活に欠かせない社会インフラの一つとなっておりますが、システム導入に多額の費用がかかることから、費用対効果を考えますと、今のところ導入に至らない状況にあります。

なお、本町では上湧別及び湧別庁舎、中湧別及び芭露出張所、上芭露郵便局及び計呂地郵便局において証明書等を発行しており、また中湧別出張所は休日も窓口を行っております。税関係証明書を除く各種証明書を発行しておりますので、そちらをご利用いただければと考えております。

今後につきましても、コンビニ交付の必要性について社会情勢を見極め、検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議長　1番、関野君。

○1番　ご答弁ありがとうございます。

ぜひ農業者が前向きになるように検討をお願いしたいと思います。湧別酪農は、100億円を超える生乳が生産されております。大産業ですので、刈田町長に期待いたします。

2番目でございます。高齢者は、ほとんどの方がマイカーを持っておりません。また、スマホも持っております。交通手段のない方が多いです。積極的

に職員が出向いて、マイナンバーカードの取得普及に努めてほしいと思います。

それと、マイナンバーカードを取得しますと、先ほど町長の説明にあったように、5,000円から2万円のマイナポイントが付与されます。付与されると、町内の消費拡大の一助になると思いますので、普及にぜひ努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長　町長。

○町長　まず、1点目の牛乳消費拡大緊急対策事業についてでございます。

この事業については、えんゆう農協、湧別町農協と併せて実施している事業でございますので、今後の動向を見ながら、またその実施に向けて考えていきたいと思ってございます。これから暖かくなっていますと、牛乳の消費も伸びるというようなことも聞いてございますので、その動向を含めながら検討していきたいと考えてございます。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてでございます。議員言われるところ、なかなか取得が難しいという高齢者の方等々はいるというふうに考えてございます。今後保険証の代わりになるというようなものもありますし、給付金等々に使えるというような部分もありますので、そこら辺の内容を十分説明しながら、取得に向けてお手伝いをしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　1番、関野君。

○1番　ひとつよろしくお願ひします。

終わります。

○議長　1番、関野君の質問が終わりました。

次に、6番、酒井君。

○6番　それでは、私より質問させていただきます。

将来を見据えたまちづくりについてでございます。湧別町の人口は、年々減少する傾向であります。そういう中で、持続可能な町の姿として、コンパクトなまちづくり、コンパクトシティーとして取り組んでいる自治体が注目されております。コンパクトシティーは、生活圏が小さく、まとまった町と定義されています。湧別町の公共施設につきましては、人口減少の中で保有する公共施設の統廃合を実現しつつ、公共サービスの水準の維持、向上を目指すことが求められており、多くの施設を複合化することによって医療費等の削減につながり、利便性が高まります。コンパクトシティーの大きなメリットは、利便性と時間でございます。特に移動が負担になっている高齢者には、コンパクトシティーを実現するための対象地域として、旧来からの交通の要衝として発展してきた中湧別地区がふさわしいと考えております。中湧別地区には、日常生活

に必要な施設があり、行政機関の中心となる役場庁舎を新たに設置する構想が必要であり、具体化を強く望むところでございます。コンパクトシティーに向けた中湧別地区の市街化計画を早急に立てるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長　町長。

○町長　酒井議員の将来を見据えたまちづくりについてのご質問にお答えさせていただきます。

将来を見据えたまちづくりに向け、コンパクトシティーに向けた中湧別地区的市街化計画を早急に立てるべきとのことでありますが、先ほどの高田議員への回答と重複する部分もあるかと思いますが、これまでの町の成り立ちを踏まえつつ、それぞれの市街地を充実させながらそれらを利用しやすい公共交通機関で結んでいくこともまちづくりを進めていく上で重要であると考えているところであります。将来を見据え、本町の実情に合ったまちづくりを進めるためには、湧別町公共施設再配置実行計画に基づいた公共施設の再配置に努めてまいりますし、町内全域を対象とした立地適正化計画の策定なども検討していきたいというふうに考えております。

なお、議員からは中湧別地区に役場庁舎を新たに設置することを強く望んでおりますが、役場庁舎等の集約化における庁舎等の整備に関する検討につきましては、町民による協議組織として湧別町庁舎等検討委員会を設置して検討してもらうということにしてございますので、その検討結果を踏まえて検討していきたいと考えてございます。

以上、酒井議員へのご回答とさせていただきます。

○議長　6番、酒井君。

○6番　再質問させていただきます。

役場庁舎を整備して検討する、町長は要するに町民による委員会ということで検討していただくという答弁でございました。この町民による検討委員会というものは、結論までに時間がかかり、令和4年度中に方向性を示すことができなかった場合、そのできなかった場合の方向性の示し方のお考え、それと地方自治法においては、位置を定めるに当たっては、住民の利用に最も便利であるようにというふうに定められております。

そこで、町長自身が思う住民の利用に最も便利である地区はどこを思い浮かべているのかお伺いしたいと思います。

○議長　町長。

○町長　役場庁舎の問題でございます。

この問題については、合併後長きにわたっていろいろな議論がされてきて

る部分でございます。現在平成21年10月に合併した時点において議会で議決されているのが上湧別、この庁舎が今湧別町の庁舎ということで議決されている状況でございます。それらを踏まえて、分庁舎方式に移行し、そして本庁舎を一本化するというような状況になって、現在の状況として庁舎内で検討委員会を開いていろいろ検討してきたところでございますが、コロナ禍の影響によって、なかなか町民の方と協議をする機会がなかったというようなことで今まで来ている状況でございます。将来的にどの施設を使うにしても、それなりの整備が必要ですし、新たに造るとなれば、またそれなりの経費がかかるというようなことで、それらの財源を考えたときに、本町が一番庁舎にかける有利な財源としては合併推進債を活用することが必要だろうというようなことで、その最終年度として令和6年が最終リミットだというふうに考えてございますので、それに向けて町民含めて議会の皆様とも議論しながら決めていきたいというように考えてございます。今私がどこがいいというふうに言ってしまうと、またそれがそのほうに誘導されてしまうというような部分もございますので、町民の意見を聞きながら、また庁舎内でもいろいろな議論をしながら、公共施設についても先ほど義務教育学校の協議をした中で、また空き施設として出てくる施設もございますし、それらも総合的に考えながらオープンな形で協議をしていきたいというふうに思ってございますし、最終的には議会の3分の2の議決が必要になってくるという案件でございますので、それらも十分踏まえて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　6番、酒井君。

○6番　しつこいようですが、私どもの中湧別地区というのは病院も2つあります。TOMもあります。温泉もあります。道の駅もあります。そして、商店街もあります。あるいは料飲店組合もあります。そういうふうな場所でございまして、さらにこの4月からは保育所と幼稚園が一体化となった認定こども園が中湧別地区に開園される予定になっております。ですから、そういうことを踏まえて、コンパクトなまちづくりに向けた動きが活発になってくれればいいなというふうに思っているのですが、町長としては湧別町が発展し、持続可能な町として存続していくまちづくりを推し進めていくには、どのようにしていかれる考え方をお聞かせください。

○議長　町長。

○町長　庁舎の位置については、町民の利便性、また災害対策の主体となる施設というような部分を含めて整備していかなければならないということと考えてございます。確かに中湧別地区においては、現在病院が2か所、金融機関、また高校等々あります。地勢的にも湧別町の中心地だというのは

間違いないことだというように考えてございます。ただ、それだけで決められる問題でもございませんので、そこら辺については住民の方と十分議論しながら、どこがいいのか、また中湧に建てるとなるとそれなりのお金もかかります。その財源等も含めて、将来の湧別町を考えたときにそのお金を使っていいのかどうかという部分の議論もさせていただかなければならぬという部分もありますので、総体的なことを踏まえて、先日検討委員会の議決をしていただいたばかりでございますので、それらの意見を十分聞きながら方向性を出していきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　6番、酒井君の質問が終わりました。

次に、5番、下田君。

○5番　書かない窓口導入について伺います。

北海道新聞の記事によりますと、住民が申請書を書かずに、住民票などの交付が受けられる北見市役所の書かない窓口が注目を集めています。既に道内外の3市が導入し、本年度は10自治体の視察を受け入れたということです。申請書記載の手間をなくし、複数の手続が一度で済むサービスで、時間の短縮や新型コロナウイルスの感染防止にもつながるもので、紋別市では新年度予算案に盛り込み、年内の開始を目指しているとのことです。

湧別町においても、役場窓口での町民の負担を減らし、利便性向上にもつながる、このような窓口支援システムを導入する考えはないか伺います。

○議長　町長。

○町長　下田議員の書かない窓口導入についてのご質問にお答えいたします。

北見市で実施されている書かない窓口については、とてもよい制度であり、住民サービスの向上が図られていると思います。役場窓口での手続は、多種多様な手続がありますが、どれも書くことが必要であり、その中でも転入及び出生並びに死亡後の手続には書類を書くことが多くなっているところであります。これらの手続について、本町では住民異動届に記入いただくだけで住民登録、国民年金、健康保険、介護保険、後期高齢者医療の複数の手續が一度でできる体制を整えております。また、出生時の手続については、出生予定日前までに住所や保護者氏名などを記載した必要書類を作成しており、出生後に判明する子供の名前及び生年月日並びに署名をいただくのみの書類を事前に作成してございます。死亡後の手続につきましても同様に書類を整備して、書くことに対する負担軽減及び時間短縮を図っているところであります。証明書発行については、申請書に記入いただきますが、高齢な方など申出があれば署名のみいただき、聞き取りにより極力書かない窓口対応に努めております。このことから、システム導入や費用をかけなくても同様のサービスを現在行っておりま

すので、北見市の窓口支援システムの導入は考えていないところであります。また、令和4年度に実施予定のシステム改修によりまして、転出、転入時の手続はマイナンバーカードがあればスマートフォンで手續ができるようになります。届出を書かなくてもよくなります。今後におきましても、時代に合わせた利便性の高い窓口を目指し、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、下田議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 5番、下田君。

○5番 1つの窓口で一度に複数の手續ができるなど、本町でも同様のサービスを行っているとの回答ですが、申請書を書かなくて済む窓口サービスが今以上に進み、充実されれば、町民の負担感を和らげるものと考えますので、今後の取組に期待しております。

あわせて、マイナンバーカードの所有者に限り、コンビニなどの住民票の写しや印鑑証明の受け取りが可能になれば、町民にとってさらに利便性が向上し、マイナンバーカードの普及にもつながるものと思いますが、そのような取組についてどのように考えるか伺います。

関野議員の質問と重なりますが、いま一度伺います。よろしくお願ひします。

○議長 町長。

○町長 下田議員の書かない窓口導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在回答したとおり、本町でも現在の中でできる範囲のことは実施しておりますので、北見の書かない窓口に相当する分のサービスは行っているというふうに考えているところでございます。

基本的には、システムを改修するということで、費用対効果の問題になってくると思っております。コンビニ交付等も費用をかけなければできますし、北見のシステムを入れる場合においても本町で実施しているシステムの改修をして、年間の使用料を払えば使えるという状況でございますけれども、費用対効果の問題を考えると、今の体制の中で十分できるのだろうと思っております。

先ほど関野議員に回答したとおり、町内には上湧別庁舎、湧別庁舎、中湧別出張所、芭露出張所、上芭露郵便局、計呂地郵便局ということで、コンビニのない地域においても証明書の交付等々ができるような体制も取ってございますので、今後コンビニ交付の普及が進んでいって、それらの経費が軽減されるような状況になれば、それらをまた改めて検討していきたいというふうに考えてございますが、今のところ費用のほうが大きいというような状況でありますので、現在のところそれらの庁舎、また出張所等で対応してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 以上をもって一般質問を終了いたします。

日程第3、議案第21号 令和4年度湧別町一般会計予算を議題といたします。本案につきましては、去る10日の本会議で提案者から説明が終了しており、これより直ちに質疑に入るわけですが、十分な審議と効率的な議事進行を図るために手元に配付いたしました予算審議区分に従って行いたいと思います。質疑に当たっては、議案または資料等のページを示してから行うようよろしくお願ひいたします。なお、歳入歳出総括の質疑は行いませんので、歳入と歳出で関連のある質疑については歳出の各款または歳入全般のいずれかで質疑を行っていただきたいと思います。これに異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本年度の予算審議については配付しております予算審議区分に従って進めることに決定をいたしました。

それでは、初めに歳出の質疑に入ります。第1款議会費、第2款総務費の質疑を行います。

6番、酒井君。

○6番 予算書73ページの総務費のふるさと納税推進に係る経費ということでご質問させていただきます。

町政執行方針の中でも町長はふるさと納税については方針を示しておりますが、本年度はふるさと納税、全国からいただくためにどういうような改善を図って、どういうような内容にして進めていくつもりなのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、全国のふるさと納税には地場のおいしい商品が大歓迎されているというふうに思いますが、これにつきましてもどのような形の中で関わり合いを持ってこのふるさと納税を、どこの地域でも、紋別でもどこでも金額的にはふるさと納税増えておりますが、どのようにしてやっていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 酒井議員のご質問にお答えいたします。

本年のふるさと納税につきましては、昨日現在で1億4,665万6,000円の寄附をいただいておりまして、昨年よりも大幅な増となっております。これまでの対策といたしましては、町の取組といたしましては寄附の受付サイトを7つのサイトで受け付けておりまして、現在新年度においても2つのサイトを追加して9つのサイトで受付を行うということも今回の予算で計上させていただいております。

また、寄附者のリピーター確保という部分では、暑中見舞いの送付をさせていただいたり、その書中見舞いにアンケート調査というのも実施させていた

だきまして、そのアンケートに答えていただいた方には、町の特産品を抽せんで送るといったような対策を取っております。

また、広告の掲載といったしましては、最近デジタルチラシの配布というのも盛んになっておりまして、これも取り組んでおります。また、首都圏におきましての読売新聞での広告掲載も実施をしているという内容であります。また、地域おこし協力隊によりまして、本町の特産品の魅力をPRするための動画を作成いたしまして、ユーチューブへの掲載でありますとかホームページへの掲載、こういったことも取り組んでおりますし、昨年の議会でもお話のありましたPRチラシを積極的に送るようにということでございましたので、これらのことについて取り組んできたところでございます。

次に、魅力ある返礼品の関係だと思われますけれども、全国の上位自治体では、イクラでありますとかホタテでありますとか牛肉、豚肉などのそういったものが人気であります。本町の場合、商品加工、例えば玉冷を例に取りましても、価格が違ったりするものもありますので、そういう部分を是正していくとか、次年度からは魅力ある返礼品ということで、漁協さんとイクラ、それからサケの切り身の提供をお願いしたいということと、JAさんには牛肉とそのハンバーグで商品を作つてほしいということで、現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長　4番、村川君。

○4番　今酒井議員の関連で質問させていただきたいと思います。

まず、一生懸命努力していることは分かっていますし、徐々に納税も増えてきたということで、大変いいことだというふうに思っております。ただ、現況のふるさと納税の返礼品、現場で見ていくと、前町長、刈田副町長にも言ったことあると思うのですが、返礼品が、例えば玉冷が包装されて、その包装の中に湧別のPRとか何もない。そして、送るものについても相手の住所等入れただけの白紙の封筒で送られているということで、前に僕もお話ししたのだけれども、その部分について湧別町のPRとか、そういう何かシール的なものを作つて、業者にはそれを必ず貼つて出してくれというようなことで奨励していくことも受けける側にしたら、ただ玉冷を見るだけでなく、やっぱり湧別町の状態というものも知り得るものもあって興味持つ分野ではあるかなというふうに考えていますので、そのことも含めて検討いただければと思います。

○議長　企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長　ご質問にお答えいたします。

昨年の3月定例会でも同じようなご意見を村川議員からいただいたと思っております。その際に、産業間ネットワークの中でそういった対応をするという

ことでお答えをしておりまして、令和3年4月からお礼状の中に湧別町のPRするチラシと、その寄附に結びつくQRコードを添付したチラシを同封するようにいたしました。返礼品のほうには、冷凍であったり冷蔵であったりという部分があるものですから、そういう部分はお礼状のほうに同封するということに対応させていただいております。ただ、今いただきましたことについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1 番 総務費の第2款、75ページ、印刷製本費543万7,000円、この中身についてお聞きします。

恐らくこれは町の広報のことだと思いますけれども、この広報は町民が行政の動きを知る唯一のツールでございます。それで、4月からリニューアルするというようなことを聞いております。それの中身について、分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

それとあと、今度リニューアルするとなると、今までの広報とリニューアルされた広報の比較について、町民からも意見を求めて、どんなふうによくなつたのかという、そういう意見を求めるモニター等もあってもよろしいかなと思いますので、そのことについてお聞きいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの関野議員の広報ゆうべつの紙面のリニューアルというか、変更の関係についてお答えをさせていただきます。

リニューアルといいますか、今現在広報ゆうべつの一番最後のページのもう一枚めくった、裏表紙をめくったもう一枚のところに1か月の町の動きを掲載してございます。そこには、子供の誕生、それから結婚、死亡、寄附、町長の主な動静、そしてふるさと応援寄附、これらを載せているページでございまして、この中の今私どもで考えておりますのは、お悔やみ、それから町長の主な動静、そしてふるさと応援寄附金、また寄附のうち町以外に対する団体への寄附、これらについて掲載を取りやめる方向でおりまして、その空いたスペースを使って、そこには今年から1年間、まずは今年1年間の考えですけれども、町民に焦点を当てて特集を組んでいきたいと。令和4年度については、少年団活動を主体に取材をさせていただいて、より町民に読んでもらえるようなことで紙面をリニューアルというのですか、変えていきたいという思いで今考えてございます。

それから、モニター制度のことかと思いますけれども、それについては前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 3番、加藤君。

○3番 今総務課長から広報の改めるというお話をお聞きしたのですが、この紙面は結構読まれているスペースだというふうに思っています。

それで、特に善意をありがとうございますという寄附の欄でございますが、この欄も多くの方々が読まれておりますし、それを町だけにして、あとはなくすということは、いま一度どういう考え方なのかお聞きしたいと思います。近隣町村にこういうたくさん善意をありがとうございますという件数を載せているのは数少ないのかもしれません、これは上湧別町時代からずっと続いている欄でございまして、これをなくすというのはご厚意に対してきちんと町がどういうふうに示すのかという、ここら辺が問われるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

冒頭、まずお答えしますけれども、決して寄附者を軽んじているというか、そういう思いは全く持っておりませんので、そのところをまずご理解いただきたいと思います。

それで、この寄附欄でありますけれども、今加藤議員おっしゃったとおり旧上湧別町時代から始まりまして、合併して新町になってからもそのまま続いていると。どういう経緯でスタートしたかは分からぬのですけれども、今現在掲載されていますのは、福祉団体が中心でというか、ほぼほぼ福祉団体であります。特に特別養護老人ホームですとかを載せておりますけれども、この老人ホームについても町内に今現在4つありますけれども、2つの老人ホームしか載せておりませんし、ほかに町内見渡したときには、福祉関係団体以外にも多数あろうかと思います。それらが今までどういう経緯でそちらのほうが載ってこなかったというのは分かりませんけれども、そういったことを考えますと、ある一定の部分だけ載せるというのは不公平な部分もあるかなと思っておりますので、今回全てやめて公平感を保つというものも考えて掲載を取りやめるということにしたものであります。

○議長 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(11:59)

再開宣言(13:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審議区分、第1款議会費、第2款総務費の質疑を続けます。

9番、檜山君。

○9番 予算書91ページ、電算システム等の運用に要する経費でお伺いをいたします。

電算システムについて、先般報道で一度契約すると契約変更は基本システムからの変更となり、業者を変えることも難しくなるというような報道がありました。また、システムの部分修正や更新、使用料等が高くなり高額金額となるため、地方公共団体の財政の圧迫になるとのことでありました。国保や介護など、全道的な規模で統一されるのは別として、本町の電算システムはどのようにになっているのかお聞きをいたします。

また、この91ページの12委託料ですか、これが前年から見ると500万円ほど増えています。説明では、マイナンバーカードのオンライン化とかというようなことで説明があったかと思いますが、そのような内容のところももう少し詳しく教えていただければと思います。

それから、同じく91ページですが、視点を変えてもう一点お伺いをしたいと思います。現在の役場の事務は、当然に法律や条例に基づき仕事が進められていますが、事務処理や会計処理などパソコン事務処理の、これが基礎になっていると思っています。パソコンの処理能力を職員全般に高めることが事務処理の向上になると考えますが、処理能力及び理解はどの程度できているのかと考えているもので、お聞きをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの檜山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、庁舎内の電算化でありますけれども、基本的に総務課の情報防災グループのほうで担当して、ほぼほぼ一括管理をしながらやっております。それで、今国の方で電算の標準化、共通化というのを進めておりまして、こちらのほうが自治体の基幹システム17業務、住民基本台帳だとか税だとか、そういったものがありますけれども、それらが令和7年度末までに国の方でこちらのほうは全て国が示した仕様の中で、統一したルールの中でつくりなさいというものが示されますので、令和7年度までには本町もそれを全てやっていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の1,366万円、電算システム更新業務委託料についてであります。これは、総合行政システム、これを改修するのですけれども、いわゆる行政手続のオンライン化を進めるためにシステムを更新するということでございます。自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、国の方で策定をしましたデジタル化に向けた基本計画ございます。この中で全自治体が令和4年度末までに原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いて、スマートフォンやパソコンによってオンライン手続が可能にすることとされておりますので、そのために行う総合行政システムの改修の業務委託料、これが1,366万円で予算化をしております。

それから、3点目の職員の事務能力の件でありますけれども、通常業務を普

通にこなせておりますので、十分に事務能力というのは備わっているというふうに認識をしておりますので、ご理解ください。

○議長 9番、檜山君。

○9番 回答いただきまして、17業務が令和7年度までに統一されるというようなことであったのかと思いますが、これについては令和7年に向かってこういう考え方でいくよというのは分かりましたけれども、現在の状況は随意契約などで長期の契約となっていないのかなというところを心配しているわけですが、その辺どのようになっているのか。長期になっているとするならば、それらが何システムで、いつから契約となっているのか、教えていただければと思います。

それから、パソコンの処理能力の関係ですが、処理能力をより向上させることが職員に求められているのかなと思っています。職員の中には、パソコンに明るく、指導できる者もいるとの話も聞いています。また、あるいは外部から講師を招聘してレベルを上げる職場内研修を行うことで事務処理能力をより向上させることもできるのかなと思っているものですから、職場内研修に取り組む考えはないのかなということでお聞きをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 今の総合行政システムのことになろうかと思いますけれども、これについては合併協議の中で一番初めに今使っている業者を使うということでお方向性が示されまして、それで入札を経てその業者が決定をしまして、それからここまでその業者が基本で長期継続契約を繰り返しながらここまで来ているということになります。

それから、職員の処理能力の関係で、研修等をしたらどうだろうというようなことかと思いますけれども、これらについては職員の中にも確かに、極端な話、私のように完璧ではないと言ったら変ですけれども、処理能力が多少劣る者も、年齢が上がってくるといふると思いますので、そういうった者も含めて、特に若手でたけている職員がいると思いますので、そういうった人を例えれば講師にして役場の中の事務力を上げていくということはいい手段かなというふうに思っております。

○議長 9番、檜山君。

○9番 2点目の研修の関係については、了解をいたしました。

それで、1点目の関係でありますと、合併協議で整えて、その後ずっと長期契約となっているよというようなことあります。この長期契約になって繰り返してきているものでしょうけれども、その契約更新などに当たってどのようにすべきか検討されて、更新、更新で来ているのだというふうに思いますが、その検討内容はどういうような内容であったのかお聞かせを願います。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほど長期継続契約でという話しましたけれども、基本的には5年の長期継続契約で、5年ごとに更新業務を見直しながらやっておりまして、その都度他者、今現在使っている業者以外プレゼンをして、その中から選定をしたいというようなことをしながら、よりよいその中から業者を選定して今に至っているということありますので、ご理解ください。

○議長 2番、高田君。

○2番 87ページ、2款6目の(5)の18番、負担金の中の産業間ネットワーク負担金753万円の関係なのでございますけれども、これは異業種の交流による商品の開発、研究、あるいは販売、流通を図るということが大きな問題としてこのネットワークをやっていると思うのでございますけれども、いま一つ実態が見えないような気がいたします。要するに企画、創造の姿があまり感じられないということでございます。行政としましては、今後このネットワークに対しましてどのような期待をかけているのか。あるいは、町長も言つていましたけれども、今度町外の企業も巻き込んで、湧別町の特産品あるいは湧別の素材を使った商品開発を大いに進めたいというようなことも述べられておりますけれども、このネットワークに関しまして、行政側としては今後どのように期待をしていくかということをお聞かせください。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 87ページの産業間ネットワークについてのお尋ねでございます。

この産業間ネットワークにつきましては、農林水産業、商工業、観光業の連携を図ることで、平成29年に設立をされ、会長は湧別町長が務めております。この間ですけれども、平成29年度に設立されてから組織間の情報共有でありますとかPRイベントの実施でありますとか、それから地域おこし協力隊の育成などに取り組んでおりまして、令和2年度から観光のまちづくり協議会もこの構成の一団体に入っております。

主な目的は、各事業やっておりますけれども、町内産業団体が一堂に会する貴重な場であるということでの組織間の情報共有がオープンな議論で行われればということで、その中から1つでも2つでもよいアイデアが生まれればというような会議の持ち方をしております。この会議の中で、今までの成果といいまして、例えば地場産品がコロナで動かなかつた場合の生活支援を兼ねた特産品の消費拡大事業であったりとかふるさと納税の推進でありますとか、そういうことを主な議題としてやっております。

今回町長の所信表明の中でも、町内の中で食品加工でありますとか、六次化的推進がなかなか進んでいないという部分がありまして、産業間ネットワーク

を中心とした町外企業を巻き込んだ中でのモデルとなるような連携を努めてまいりたいという話をされております。新たにそういった芽生えを応援するべく、魅力あるまちづくりのスタートアップ事業というものも新年度から創設いたしまして、そういった芽生えを応援するということに加えて、町外企業も巻き込んだ中での展開を今後の議論の中でも進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 1番、関野君。

○1 番 お願いを込めて言います。

皆さんのお手元に毎月湧別町のほうから広報、あと議会だより、かわらばん来てますけれども、これの穴の空け方が議会だよりと広報は右側に穴空いています。かわらばんは今度左側なのです。こういうものは、できたら中身だけで検討して、同じ方向に穴空けるような形にしてくれればと思います。

それと、私合併したときにももらった湧別の広報つづりを使っているのですけれども、もう相当時間たちまして、大分疲れ切っておりますので、これも予算がありましたら、私はこれをいつもとじておるものですから、検討してほしいと思います。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの関野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、広報につきましては、右空きというのですか、右側に穴が空いている。かわらばんは左側に穴が空いているということなのですけれども、まずかわらばん、これは横書きでありますので、基本的に横書きの場合は左側から開くということで左側に今現状穴を開けている状況です。

それから、広報紙、これは部分的に横書きの箇所ありますけれども、基本は縦書きがベースになっておりますので、広報は逆に今度右開きになっていて、右に穴を開けざるを得ないという状況であります。

実は、広報を左開きにしたらというお話も何回か聞いたこともありますけれども、管内的に、今よその状況でいきますと、私どものほうにたくさん届きますけれども、恐らく1町だけが左開きで、あとは全部右開きで、慣れもあるのでしょうかけれども、今まで見てきたのが逆から見るとなると、町民の方ももしかすると見づらくなってしまうのかなというのもありますし、その辺のところは今後検討課題になってくるのかなと思います。

それから、そのカバーであります。うちにもたしかあったような、いつお配りしたかが、でも広報ゆうべつと書いてありますので、合併してからお配りしたのかなと思います。今後、これについても導入できるかどうかかも含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 確認させていただきたいのですけれども、審議区分については1人1回の質問ということで、その際に全部述べていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

8番、小形君。

○8番 総務費の96ページ、10目のバス運行費、そして99ページの（3）、地域交通対策に要する経費、12の委託料、地域公共交通アドバイザー業務委託料に500万幾らになっておりまして、3か町村での公共交通だとかのことについて何かアドバイザーというか、諮問するようなことだと思うのですけれども、先ほど町長の答弁かどこかで公共交通等もあるので、中学校等のスクールバスを出すのか、あるいは公共交通等を使うのかということがあつたかと思うのですけれども、このアドバイザー業務の委託料というの、ある程度固まりといふか、交通の便を図ったり、つなぎをよくしたりだとか、そういうことをあれしていくと、答えというのですか、回答というのですか、答申とかそういうのがあって、それがあるとしたらいつ頃出てきて、それがどういうふうな形になっていくのか、その辺お伺いしたいかなと思うのですけれども。

それと、目的というのですか、今バスも途中で佐呂間との間にはたしか止まっているのかな。そういう関係のこと也有って、そういうことも考えて行っているのか、その辺お伺いしたいのです。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 小形議員から質問ありました99ページの地域公共交通アドバイザー業務委託料528万円の関係でございますが、まず最初に委託する目的について、先にご説明させていただきます。

まず、法改正がございまして、地方公共団体において地域公共交通計画の策定が努力義務化されたというのがまずございます。それに伴いまして、補助金の交付改正もございまして、そういう補助を受けて計画を策定する場合については、地域公共交通計画の策定を明記するようになります。

それで、予算説明のときにも説明いたしましたが、当町におきましては遠軽、佐呂間を含めた3町で共同により外部専門家の指導なり助言を受けながら、現状調査なり分析を行って基礎調査を行いまして、今のある路線を見直すというようなこととしてございまして、3町で共同で行うメリットは、もちろん共同ですから財政的なメリットもございますが、一番のメリットは地域医療の拠点が遠軽町にあるわけですから、その遠軽町の病院に通うための移動としてバスなどが使われておりますので、そういう意味も含めて、まず3町で進めようとしているところでございまして、これにつきましては令和4年度から2か年かけて計画を策定して、実際の計画期間は令和6年度からの5年間ということで準備を進めたいということとしてございます。

それで、先ほど上湧別地区義務教育学校のスクールバスの話もございましたけれども、それはそれで現状的にも、特に上湧別地区は国道沿いに面していまして、規定の路線バスがたくさん運行しておりますし、それに不足する分についてはスクールバスの運行ですとか、それについては義務教育学校のほうはまた別にそちらのほうで検討していきますけれども、そういったことで3町でまずアンケート、4月に入りましたらアンケート、うちの場合町民2,000人を無作為に抽出しまして、アンケートを取りまして、それによって計画を進めたいというような状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第1款議会費、第2款総務費の質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を行います。110ページから147ページまでであります。

4番、村川君。

○4番 民生費の113ページの18負担金補助及び交付金の関係で、支援センターのポレポレの関係で質問させていただきたいと思いますが、今町のほうで補助金として900万円、そして光熱費含めて85万円の985万円の助成行っているというふうに思っております。実質あそこの運営については、やはり湧別に大変貴重な障害者の通所施設でもございます。やはり容易に運営ができるような対策は湧別としてもう少ししっかり協力していってもいいのかなという気がいたしております。この運営については、賛助会の会費だとか、いろんな負担金を含めて運営されているというふうに聞いていますので、本当に寄附金がなければ運営ができなくなるのかと、いろんな仕事ができなくなるのかというようなことも通所の障害者についてしっかりしたことができないのでは困るなというような気はしておりますので、そう大きな金額ではないのだと思うのですが、もう少し町として支援できる体制にないのかということについてお尋ねをいたします。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 ただいま地域活動支援センター運営委託料985万円に対しましてご質問いただきましたので、まずこの地域活動支援センターについてご説明をさせていただきますが、町内の障害福祉サービスを行う特定非営利活動法人でございます、ポレポレゆうべつに対します地域活動支援センターの運営委託料といたしまして、985万円の予算を計上させていただいてございます。地域活動支援センターにつきましては、障害者に対しまして創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流促進の場を提供いたしまして、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としている施設でございます。令和元年度

より当該施設の運営法人が以前のさわやかからポレポレゆうべつに変更となつておりますて、現在はポレポレゆうべつさんのほうに委託をしているという内容でございます。

令和4年度の内容で村川議員のほうからもお話がございましたとおり、985万円の内容でございますが、内訳につきましては事務局員3名分、それから調理員の入件費、それから管理経費、事務費、車両費、光熱水費等の必要経費といったしまして、この経費を計上してございます。

なお、この運営に係ります財源の関係でございますが、国及び道の補助金がございまして、補助基準額は300万円でございますが、国費が2分の1、道費が4分の1ですので、合わせて225万円の補助金が入ってございます。残りの補助残760万円につきましては、全額町が負担をしているという状況でございます。

ポレポレゆうべつの運営につきましては、村川議員もご承知のとおり正会員、それから賛助会員による会員のほか、寄附金、事務事業収益により運営の收支バランスを図っているというふうに聞いてございます。

活動支援センターに係ります町の考え方でございますが、地域活動支援センターにつきましては今前段申し上げましたとおり、身体障害、知的障害、精神障害など障害のある方の社会復帰、社会参加の促進を図るための施設でありますので、町といたましても地域活動支援センター利用者の利便性向上のために必要な施設整備、それから備品等の整備につきまして予算措置をさせていただいてございますけれども、今後におきましても可能な範囲におきまして支援を行い、障害福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、村川君。

○4番 福祉課長の今答弁のように、本当に大変気を使って予算づけしているということも十分分かります。ただ、やはり湧別町になくてはならない施設ということをまず念頭に置いたときに、寄附金も含めて運営に充てなければならないという部分というのはほかにもいろいろなものあるのだろうと思うのですけれども、これだけ大事な施設が安心して運営できるような体制づくりのために、極力町費で協力してやっていけるような体制を今後においてしっかりと協議していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 地域活動支援センターの運営に係りましては、毎年ポレポレゆうべつの法人のほうから町に対して施設等も含めまして要望書の提出がございます。その要望書の提出の内容を見させていただきまして、町として毎年度できる範囲において支援を行っておりますので、今後におきまして要望が上がって

きた際には本人とも連携を図りながら同様な支援ができるのか検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、山本君。

○10番 125ページ、認定こども園の件なのですけれども、前もって担当課のほうから資料をいただいているのですけれども、資料の中で1点だけなのですけれども、給与、手当、共済費、任期付職員が和光学園職員4人になるということで、令和3年度の1,672万円の予算が令和4年度にはゼロになっているのですけれども、これは町の職員が和光公私認定こども園のほうに行かれるというか、ここでの理解ができなかったので、その辺をお聞きしたいのと、あと(4)のその他児童福祉に要する経費で会計年度任用職員報酬が7名減ということ出ているのですけれども、新たにできる公私認定こども園のほうの、前からあれだったのですけれども、保育士さんの異動というか、保育士さんの扱いですね。新しい認定こども園で保育士さんが十分になっているのか、それとも町のほうから前に足りない場合は派遣するとかというお話もあったのですけれども、その辺派遣するようなことで保育士さんが足りているのか、その辺をお伺いしたいのと、あと認定こども園、中湧の新しくできるのですけれども、あくまでも公私ということで保育料とかそういう点については町の認定こども園と同じ料金で行うということだと思うのですけれども、それも確認したいと思います。

それと、もう一点、129ページの中段の下のほうなのですけれども、保育所送迎バス運行委託料1,500万円で、昨年度よりも200万円弱増額になっているのですけれども、ちょっと前に説明聞きそびれたのですけれども、添乗者1名の報酬ということなのか。今まででは、送迎には必ず1名をつけなければならないということについていたはずなのですけれども、その辺もう一回説明聞きたいと思います。

以上の2点です。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 山本議員からご質問のありました件についてご回答いたします。

幾つか質問が出ましたが、お配りしている資料で総体的に説明をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

まず、お配りいたしました影響額という表を御覧いただきたいと思いますけれども、これについては保育所、幼稚園に係る予算の部分での歳入歳出の表でございます。大まかな概要といったしましては、歳出では廃止した町立保育所への支出が減額をいたしまして、認定こども園みのりへの施設型給付負担金が増額するという中身でございます。また、歳入では、町立保育所の保育料が減額いたしまして、認定こども園の施設型給付金の支出に係ります国あるいは道か

らの負担金が町に入るということで増額する中身になってございます。

提出資料の歳出のほうを御覧いただきたいと思います。まず、町立保育所に要する経費の上湧別保育所、中湧別保育所が廃止をされましたことから、中湧別保育所と湧別保育所、児童センターの光熱水費の施設の管理運営に要する経費を計上しております④番になります児童複合施設に要する経費561万3,000円が減額となります。また、身分替えにより、先ほど会計年度任用職員のお話が出ておりましたが、現在会計年度任用職員で町で雇用しております方5名を身分替えでみのり幼稚園の職員として採用していただいております。この会計年度任用職員の報酬、手当や研修旅費等を計上している⑥、その他児童福祉に要する経費についてがこの方たちの給与分等で983万3,000円の減額となってございます。

続いて、上湧別、芭露保育所の常設保育所に係る光熱水費等の施設の管理運営に要する経費を計上しております⑦番になります常設保育所に要する経費、これについても691万8,000円の減ということで、上湧別保育所がなくなったための減額であります。

続いて、総務費のほうで計上しております、先ほどお話をありました任期付職員でありますけれども、任期付職員のうち4人がみのり幼稚園のほうに身分替えで採用されてございます。このことから、給与、手当1,672万円の減ということで、比較の4年度がゼロとなっているということは、この1,600万円の方の分がゼロになるという意味で押さえていただきたいと思います。

また、認定こども園みのりが新しくできてくるわけですけれども、こちらに要する経費といたしましては国、道、町の施設型給付負担金、いわゆる公定価格という算定でございますが、これによりみのり幼稚園のほうが運営されることとなりまして、認定こども園みのりへの支出であります⑤番になります子ども・子育て支援事業に要する経費が6,815万6,000円の増ということで、町から支出する額がかなり増える形になってございます。

続いて、歳入の説明でございますが、歳出で説明した認定こども園みのりの運営に対します子ども・子育て支援事業に要する経費、先ほどの六千何百万円という数字ですけれども、このうち国、道の負担分の合計が歳入の①となりまして、6,815万円のうち4,696万円が増えるという形になってきてございます。

続いて、町立保育所の保育料や特別事業、一時保育等をやっていた部分ですけれども、これについては保育所でやっていた分が減りますので、合計が②になりますけれども、239万1,000円の減ということになってございます。統合民営化前の前年と比較をいたしますと、歳入の合計で4,456万9,000円の増、そして歳出の合計では3,059万円の減となり、計算上でいいますが、差引きマイナス1,406万円となり、これが統合になる効果ということで、幼稚園、保育所に係る

部分の試算であります、このように考えてございます。

あともう一点、送迎バスの関係で増えた部分でございますが、町営バスの部分で新しく認定こども園ができた部分についてのバスを1台増やしてございます。その委託料ということで押さえていただきたいと思います。

(何事か声あり)

○健康こども課長 緊張しております。

前年と増加しておりますのは、委託料の保育所送迎バスの運行委託料ということで176万4,000円の増ということでご説明しております。これについては、前年から運行しております開盛、上湧別方面の送迎バスの添乗員について民間のほうに委託をするという形で増額というふうになってございます。

○議長 副町長。

○副町長 山本議員のご質問の中の町からの職員の派遣につきまして私のほうからご回答させていただきますが、運営の移行に当たりまして和光学園様と協議を図らせていただいた中でスムーズな運営移行ができるよう町の正職員2名の者を当面1年間ということで派遣をするということで協議させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 10番、山本君。

○10番 先ほど星課長の説明でちょっと分からなかったのですけれども、資料の中の⑥、任期付の保育士5名分を今まで委託していた、そのように聞こえたのですけれども、その辺が分からぬのですけれども、本年度の予算では1,672万円は会計年度任用職員を4名みのりのほうに行くので、その分経費がかからなくなつたということで、先ほど7名減の中からこちらに4名行つたら3名はお辞めになつたということの解釈でよろしいのでしょうか。

それと、先ほどのバスの運行なのですけれども、今年度1,537万2,000円、これは開盛地区の送迎の、令和3年度も1,360万円の予算を組んでいて、今回200万円弱ですね、予算が増えているということだったのですけれども、この保育所送迎バス運行というのは、これは開盛地区のみで、湧別の登栄床保育所の送迎バスの料金とはまた違うものなのでしょうか。

それと、もう一点、開盛地区の添乗者を1名増やすということだったのですけれども、令和3年のときには添乗者はなしで子供を送迎していたという理解でいいのですか。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 まず、職員の人数についてご説明いたします。

先ほど⑥番のほうで説明をいたしましたその他児童福祉に要する経費の分の職員の減というのが、これは会計年度任用職員の身分で5名が身分替えによりみのり幼稚園のほうに移ったということで、この中には保育士と調理員含めて

6名という形でございます。

それと、⑧番の任期付職員については、保育士4人分1,600万円が落ちるという形でございます。

それと、バスの関係でございますが、認定こども園みのりに対するバスを入れまして、町営バスが2路線という形で運行されることになります。そのうち昨年から開盛から上湧別まで運行していたわけですけれども、このときの添乗員は町職員の保育士が添乗に当たっておりましたけれども、今度民営化されることによりまして、町営のバスでありながらみのり幼稚園のほうにバスをお願いするというような形で、そのうち運転手の分については委託料で町で運行会社のほうに払うわけですけれども、添乗で乗る職員の方の賃金をうちのほうで委託するという形で増えているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、山本君。

○10番 もう一回確認だったのですけれども、保育所送迎バスですね、これは全部開盛地区の送迎バスということで、この分には登栄床地区というのに入っていないということでおよろしいですか。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 登栄床のバスについては、町営バスで運行する2路線のうちの一つという形で、今までどおり入ってございます。今までの登栄床に加えて、開盛から中湧までの路線が増えるという形でございます。

(何事か声あり)

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 大変申し訳ありません。

先ほど言いました委託料に入っている部分につきましては、登栄床線と開盛から運行するバス、それと富美から運行するバスがまたあります、これについてはみのり幼稚園のバスを使うということで、これは補助金ということで民間認定こども園の補助金の中に入ってございます。

○議長 9番、檜山君。

○9番 分からないので、関連でお願いします。

まず、1つは、今年からみのり幼稚園が走り出すわけですよね。それと、保育所という部分もあるということで、この予算書の中では見切れない部分もあるので、できましたらみのりの予算と保育所の予算を前年比較して分かるような資料をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

それと次に、町の職員のほうの扱いなのですが、今回みのりができて、今後ともみのりのほうで充実していくというような形も進んでいくのかなと思うのですが、そういうふうになりますと職員の将来的な扱いを、保育士のですね、

どのように考えていらっしゃるのか、その辺の考えをひとつお願いします。

それと、もう一つ、認定こども園になりましたら、保護者は施設も充実され、また指導も充実されるということで期待されていると思うのですが、一方で使用料ですね、これが標準の方でどのようなことになって、今までの使用料と保育料と今度の新しくなるみのりの使用料との比較がどういうふうになるのか心配される部分もあるかと思うので、これがどうなるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 まず、保育料の関係でございます。

保育料については、町営の保育所と全く同じでございます。

それと、みのりの収支予算が分かるのかということだと思いますが、これについても公定価格が入ってきて、みのりが運営に係る支出を行うということで、ある程度こちらのほうでも押さえておりますし、実績が出れば分かるというふうに思ってございます。

○議長 副町長。

○副町長 ただいまのご質問の中の職員の今後のことということでございましたけれども、職員につきましては先ほど申し上げたとおり、認定こども園みのりのほうに2名派遣するということで4月から行いますが、4月からは残りの元の湧別保育所の認定こども園のほうへ職員が入ります。また、引き続き芭露保育所については存続いたしますので、そちらの2つの施設について職員が当たっていくということで、今年度においてもそのような、職員はそちらの2つの施設に当たっていくということになります。

以上です。

○議長 9番、檜山君。

○9番 1点教えてください。

先ほど聞いた中で使用料というか保育料、これは認定こども園であっても保育所であっても、料金は同じということなのでしょうか。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 保育料につきましては、町であります条例に基づいて3歳以上、3歳未満に分けた中身で料金が設定されております。その金額に基づいて、民間であります認定こども園みのりが徴収をしていただくという形になります。

○議長 1番、関野君。

○1番 第4款衛生費、伺います。

衛生費の中に、145ページでございます。ごみ焼却場に関する経費1億3,993万8,000円の件でございますけれども、私は2020年3月の道新の新聞記事持って

いるのですけれども、最終処分場、湧別町福島となっております。それで、供用開始が2025年度からとなっておりますけれども、福島の施設につきましてはどのような廃棄物が搬入されるのか。また、現在の工事状況は。それと、また新たに雇用が生まれるのか。

もう一点、それと湧別の港近くにある終末処理場ですか、あの近くにある旧湧別のごみ焼却場が雨ざらしになってずっと残っております。あれを今後どういうふうに処理するのか。また、処分できないような残留物があるのか、その辺2点聞きまして、ご回答をお願いいたします。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 関野議員さんからのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、湧別の最終処分場ですね、遠軽広域組合で進めている最終処分場の施設のどのようなものかということです。この一般廃棄物最終処分場につきましては、令和元年度に遠軽地区広域組合で候補地検討委員会が開かれまして、3町の候補地を検討した結果、湧別町福島の湧別一般廃棄物最終処分場隣接地が選定されまして、令和2年8月に住民説明会が行われまして、広域組合では反対意見なしと判断して、現在調査設計を進めているところであります。令和7年度に工事完了を目指しております。

どのようなものが入るかといいますと、今遠軽の遠軽クリーンセンターの隣接地でマテリアルリサイクル推進施設というものを造っております。そこでは、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみを受け入れるのですけれども、そこで中間処理をして分別をして埋めるごみ、ほかに処分の方法のないごみが出ますので、それを最終処分場に持っていく。あと、燃やすごみ、遠軽クリーンセンターで焼却処分をしている燃やすごみの焼却灰、これもその一般廃棄物最終処分場に持っていくという形になります。ですから、個人で直接搬入する場合は、遠軽マテリアル推進室のほうへ不燃物、粗大ごみ等はそちらのほうへ持っていく形と変更になることになります。

あと、ごみの焼却炉の関係です。旧ごみ焼却炉は、湧別の浜近くに2基、あと実は上湧別廃棄物処分場にも1基、合計3基のごみ焼却炉が解体されずに残っております。これは、今は使用することはできませんので、すぐに撤去するのが望ましいのですけれども、撤去費用が莫大にかかりますので、すぐに撤去は難しい状況なのですけれども、行く行くは撤去する方向で進めていくことになろうかと思います。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 私から1点だけ、衛生費の139ページ、不妊治療費扶助。今年から不妊治療につきましては保険が適用になるわけですけれども、一応予算に100万円見ているわけですけれども、湧別町として保険適用以外でどういうものに

補助、援助していくという考え方なのか。具体的にこういうことをするので、100万円の予算をしましたよということがあるのであれば教えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 不妊治療についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、4月から保険適用に不妊治療がなってございます。ただ、保険適用になった部分で基本診療が各医院に示されまして、自己負担というのが生じてまいります。その自己負担の分について、町で今までどおり不妊治療の補助金として支出をしていきたいというふうに考えている部分と、あと北海道の補助もあるわけですけれども、北海道もなくなる部分がございますので、その保険適用外の差額、自己負担になった分について負担をしていきたいというふうに考えております。ただ、自己負担の中でも高額療養費等を該当する部分については、その部分は差し引いた額での支援という形に考えてございます。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 不妊治療を受けられる方は、非常に悩み、いろいろ困って受けられる方が多いと思いますし、また今年から保険適用になるわけですけれども、いろんな経費はまだまだかかるかなと思いますので、温かい援助ということはこの後もしていただかなければならぬとは思いますけれども、具体的にこういうことをきっちりしますよということを町民全体に分かっていただくようなことを説明、きっちりとして知らせることが大事かなと思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思いまして、終わります。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 保険適用となった後の不妊治療についてのPRについても、予算が通った後、広報かわらばん等について周知をさせていただくのと、あと保健師の相談の中でも対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 2つ質問ございます。

1つは、113ページの18節の補助金の中の精神障害者回復者クラブチューリップの会の補助金の関係です。この補助要綱を見ますと、障害者の閉じこもりの解消や地域への貢献を目指し、障害者福祉の増進を図ることを目的とするとなっております。それで、町では現状は私どもポレポレの会員さんもお世話になっておりますので知っておりますが、この障害者の閉じこもり対策ですね、町としてはどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの145ページのごみ処理場の件なのですが、最終処分場、どのような形になるのか。お聞きしますと、安定型、管理型、遮断型、3つの区分になっているのですけれども、どういうような施設なのかお聞きしたいと思

います。よろしくどうぞお願ひします。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 ただいま加藤議員からご質問ございました精神障害者回復者クラブチューリップの会の補助金10万円の関係でご答弁をさせていただきます。

まず、チューリップの会につきましては、精神障害のある方の閉じこもりの解消や地域社会の貢献を目指して研修事業、それから交流事業などを行っている町内の福祉団体でございます。当該団体の活動に対しまして、町は補助金といたしまして、令和4年度につきましては前年度と同額の10万円の予算計上をさせていただいてございます。なお、財源の関係でございますが、地域生活支援事業補助金といたしまして、国費が2分の1、道費4分の1の補助金がありますので、町費負担が2万5,000円というふうになってございます。

それから、チューリップ会の会員数と活動の状況についてもご報告させていただきます。チューリップ会の活動状況でございますが、令和2年度におきましては毎月社会福祉係におきまして会員同士の交流会の開催のほか、スポーツ交流会、クリスマス会、それから映画鑑賞会など、実施する計画でございましたが、新型コロナ感染症の影響によりまして事業の活動など縮小を余儀なくされている状況となってございます。

また、令和3年度におきましても、道内における新型コロナウイルス感染症の拡大がなかなか終息しない状況もございまして、道内研修会の参加、それから会員交流会につきましても事業の中止等、活動は縮小されている状況というふうに聞いてございます。

会員数の状況でございますが、会員数につきましては令和2年度が9名、令和3年度が10名という状況となってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 それでは、私から加藤議員さんの2つ目の質問についてお答えさせていただきます。

最終処分場の構造についてのご質問だと思います。建設予定の一般廃棄物最終処分場につきましては、屋根つきのクローズド型という構造となります。ですから、カラスの害ですとか臭いだとか、そういうものがある程度軽減された形での施設となる予定でございます。

以上でございます。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ひきこもりについてご答弁したいと思います。

初期の相談窓口としましては、地域包括支援センターが担当しております。ひきこもりの実態を把握することは非常に困難ということで、ひきこもりにな

る原因としましては精神疾患が主な原因になっている場合もありますし、発達障害など何かしらの障害が理由であったり、また性格などが原因で社会とうまく関われなかつたりと、いろいろな様々な理由があります。

また、ひきこもりの状況を家族が周囲に知られたくないと隠す場合や、また家族の中ではそれなりの役割があって、特に問題となっていない場合など、いろいろな事情があることから、表向きには判断することは非常に困難だと思っております。

また、既に精神科など専門の医療機関や関係機関が関わっている場合もありますが、そういった場合は役場のほうにそういう機関から、個人情報の関係もありまして、情報が入ってこない場合もございます。

今まで相談窓口のほうに相談の実績はありませんが、地域の事情をよく知っている民生委員の方の定例会で周知したり、高齢者と関わりの深い介護事業者が集まる会議などで情報提供を求めておりましたので、相談など情報がありましたら、まずは包括支援センターのほうで事情を把握して、関係機関と連携を取って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 説明を聞いて、分かりました。

ひきこもり対策は、非常にデリケートな分野で、非常に積極的にその家庭を訪問して、困っていないですかというわけにもいかないと思うのです。

それで、やはり一番関わりのあるのは民生委員だと思うのです。民生委員さんの話なども十分聞きながら、特に保健師さんなどが積極的に対応することによって、このひきこもりの困っている家庭、その解消につながると私は思っているのです。

ですから、それと同時にそういう対象者がいれば積極的にチューリップの会に入っていたらというような措置も必要でないかなと思いますので、そこら辺デリケートな分野であるけれども、積極的に関与していただきたいなというふうに私は考えています。

以上です。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

民生委員さんから、ひきこもりではないけれども、疑いがある家庭というのが私どものところに6件ほど情報は来ております。ただ先ほども言ったように、家族のほうから訴えがあるわけではなくて、外目で、本来だったら仕事をしている年齢の方が何か仕事をしないで家にいるようだとか、そういうような状況なので、ひきこもりの疑いの段階で情報というのは寄せられておりますので、

その担当の民生委員さんの方には引き続き状況をよく見ていただきて、何か支援のサインが家族のほうから出たときには、すぐ対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 8番、小形君。

○8番 民生費の121ページ、(9)、その他老人福祉に要する経費で19の扶助費なのですけれども、説明においてハイヤー料金は1回目の料金、上限なしという内容だったかなと記憶して、バスも上限なしということで、なかなか料金、結構かかるタイプのもので、普通は回数だとか定期的にそれ以上行かないようになると、1人だけに固執しないようにだと、そういう感じで物を決めるのかなという感じなのですけれども、これ両方とも上限がなしというようにたしか聞いたと思う。それ、どういうふうな内容で上限なしになったのか教えていただきたいと思います。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの小形議員さんの質問に答えたいと思います。

ハイヤー券の助成券につきましては、月16枚を3か月ごと、48枚に分け、年間192枚を配付しております。1枚当たりの金額、最大で500円ということですので、192枚ですと9万6,000円分ということになりますが、今まででは1回の利用を通院に関しましては4枚まで最大2,000円、それ以外の場合は2枚の1,000円までというふうに制限をしておりましたが、その1回当たりの使用枚数の制限を4月からはなくすということありますので、もし8枚とか10枚かかるようなことであれば、それは今まででしたら4枚ということで、あとは制限されていたものをなくしますよということですので、遠方の地域の方であれば利便性が今までよりは上がるというふうに考えておりますので、ご理解ください。

ハイヤーの制限に関しましては、年間3か月ごとの48回の8枚の制限と、年間の枚数は変更ありません。

バスの補助につきましては、70歳以上の方に対しまして、1年間72枚、3か月18枚を限度としておりますので、その部分に関しては今までと変更はございませんので、ご理解ください。

○議長 9番、檜山君。

○9番 予算書139ページでお伺いいたします。

墓地及び斎場に要する経費をお伺いをいたします。本町にあっては、令和3年から合同墓の運用開始となったわけですが、まずこの1年の利用実績が何件ほどあったのかお聞きをいたします。

それから、同じく139ページで環境の関係でお伺いをいたします。近年地球温暖化が問題となり、各国がクリーンエネルギーを取り組んでいます。本町にあってもソーラーパネルの設置が各所で見られますが、その管理が悪く、農業者

から草の種が飛び、付近の農家が迷惑している、適正な管理をしてほしいのだ
というような話を受けます。環境担当課に話をし、農政課とも協議し、対策を
していただきたいとお願いをしていましたところですが、どのような対策が講じら
れたのかお聞きをいたします。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 それでは、まず1点目の合同墓について、その利用実績につ
いてご回答いたします。

合同墓につきましては、令和3年度供用開始以来、本年度ですね、8件14体
の利用があり、今のところ21万円の収入がありましたので、ご報告します。

また、2点目のご質問なわけですけれども、ソーラーパネルの関係なのですけ
れども、民有地の管理についてということであれば、これはソーラーパネルの
設置者が対応すべき問題となろうかと思います。ですから、当事者が直接設置
者へ苦情等を言うことになろうと思います。ソーラーパネルの設置場所には、
必ず設置者の表示がございますので、そちらへまずは連絡することになろうか
と思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長 9番、檜山君。

○9番 まず、1点目につきまして、合同墓について、町民の皆さんの中
には湧別町に長年居住していて、あるいはふるさとが湧別の方は死亡しても湧
別町に骨を埋めたいと考えていらっしゃる方がおります。高齢になり、子供の
ところで世話になる場合には、死亡時に居住していないため、湧別の合同墓に
入りたいというようなときも入れない制度になっているというようなことで悩
んでいます。

そこで、管内その他市町村の状況を調べてみると、過去に本町に本籍を置
いている、あるいは住所をそこに置いていたものを認めているケースや、生前
予約を可能として料金を先に納付していただく制度を取っている市町村もあり、
そういうような町民への利便を図っているものです。本町にあっても、住
民の希望をかなえるように、生前予約あるいは過去に住所または本籍を有して
いる者を認めていただけないかお聞きをいたします。

それから、2点目のソーラーの関係ですが、民有地の管理であり、当事者で
話をすべきことだということありますが、そんなことで特に対策は講じられ
ていないというようなことだと思います。ソーラーで近隣農業者の方々が困っ
ていることであり、町が骨を折って設置者あるいは土地所有者と草刈りなどの
適正管理について指導するなどのことがあってもよいのではないかというふう
に思いますが、いかがでしょうか。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 1点目の合同墓の関係ですけれども、過去に湧別町に住んで

いて、都会の子供のほうに行って、ここにまた合同墓に入りたいというような人がもしいのであれば、もう一度我々も検討して考えていきたいと思います。

2つ目のほうは、先ほどと回答変わらないのですけれども、やっぱり当事者同士でまずは話し合うという形を取っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 檜山君。

○9番 まず、1点目の合同墓の関係については、検討していただけるということですので、これについては了解をいたしました。なるべく早く条例改正などをして進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

それから、2点目のソーラーの関係ですが、残念な回答でいるわけですが、確かに当事者の問題ではありますが、本町の主産業の一つである農業の方々が困っている状況からして、町においても骨を折ってもよいのではないかというふうに思っておりますし、前町長は市街地への設置問題や適正管理について問題がある旨の発言もしております。他の市町村においては、条例規制をしているところもありますが、本町では何らか規制なども踏まえて考えないのかお聞きをいたします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員の2点目の太陽光パネルの関係についてお答えしたいと思います。

太陽光パネルの設置に関しては、以前議会の一般質問でも受けたところで、当時の石田町長が早急な検討を行うということを答弁させていただいている内容であります。現在のことにつきまして、太陽光パネルの関係について、例えば土地に私的財産の規制をかける問題であるとか、それから再生エネルギーの推進の関係であるとか、そういう部分のクリアするべき問題もありまして、現在私のほうで検討をしている最中であります。ただ、太陽光パネルの2,000平米を超える施設につきましては、道の景観条例に基づきまして届出が必要でございます。その際には、市町村長に対して意見照会が参りますので、この手続に行った際には必ず事業者の皆さんに道のほうからもきちんと指導していただくよう意見を付しているところでございます。そういうところで設置する方についても社会的な責任を負っている企業という部分もございますので、そういうところにつきましては町のほうとしても対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 私から1点目の合同墓の関係で補足で説明させていただきます。

今回合同墓、まだ今年度始めたばかりですので、そういう意見等も直接我々

は聞いているわけではございませんので、もう少し様子を見ながら検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(「合同墓の関係は……さっきの答えとちょっと違うんじやないですか」の声あり)

○議長 檜山君。

○9番 合同墓の関係ですが、残念な答えだったと思っております。

私も町民の方から聞いていますが、高齢者になると自分たちも最後まできちんとしていくないと、そして子供に迷惑をかけないようにしたいというふうに考えている方が多いわけです。その中で、長年湧別町で暮らして、郷土愛からして本町に骨を埋めたい、合同墓に入りたいという住民の希望をかなえてしかるべきかなというふうに思っているところですが、これを認めないとという形、あるいはもう少し状況を見てというようなことも今言われていたわけですが、これをもし認めないとということであるならば、何か法的な規制か何かがあるのか、条例改正でできることであるならば、その手数を惜しまず、対処してやるべきかというふうに思いますが、何が支障なのかお伺いをいたします。

○議長 副町長。

○副町長 ただいまの質問にお答えします。

先ほど担当課長よりお答え申し上げましたとおり、合同墓につきましてはこれまで後々の今あるお墓の管理をしてもらえる方がいないだとか、この町を離れるだとか、いろんな様々な理由によって合同墓の設置が望まれるということで、昨年条例をつくり、施設を設置して、今年度から運用を始めたところでございます。そのときに、やはりその中に入れていただく方の条件ということも協議をした中で決めたところでございますし、やっぱり数に限りがあるものでありますので、現時点では今年つくったばかりの施設でありますから、その決まりの中で運用をしていきたいと思っております。今後において、どのような申込み状況になるかということもまだ分かりませんので、そうした状況を見極める必要もあると感じておりますので、檜山議員からのご質問の中にあるご意見については、今後検討する中には入れていきたいとは思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(14:30)

再開宣言(14:40)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を行います。予算説明書148ページから179ページ。

4番、村川君。

○4 番 155ページの農林水産業費の4目畜産業費の(1)、牧野に要する経費、それからP157の(7)のバイオマス事業に要する経費、それからP159の多面的機能支払交付金事業に要する経費、それから173ページの商工費、宿泊施設しらかば管理業務委託料についての質問をさせていただきたいと思います。

まず、牧野に要する経費なのですが、今牧野事業もかなり育成センターができたり、いろんなのができて、入牧についてどれぐらいの入牧になって、前年比どれぐらいの対比になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、バイオマスの都市構想の関係なわけですけれども、これは実施計画に入って、できることにはなったのですが、最悪のときの環境面で佐呂間町だとサロマ湖の関係で苦情が、質問があったので、そのことでお尋ねしたいのですが、建設する場所について、福島の7線と8号と9号の間ということで、後ろには旧湧別町がごみ捨て場にした沢に近いところなのですね。その沢は、サンゴ岬、サロマ湖につながっている沢なのですけれども、今の施設、そういう大きな問題はほとんど発生しないというふうに思っております。だけれども、今の異常気象でどのような状況が起きるかについては全く予測できない状況であります。万が一を備えての周辺がサロマ湖に汚染というか、汚染ではないかも知れないけれども、そういうおかしな不純物が流れるようなことがないように対策を講じる必要があるのではないかというふうに思っております。これは、当初石田町長のときにも私、向こうへ行くとサロマ湖、それから元の旧湧別が造った施設については6線通ってオホーツク海に行くということから、どこへ出しても出たときはまずいのですけれども、サロマ湖は何といつても3単協の養殖事業が行われている、いろんな問題が起きる、そして漁民の生産に大きく関わるサロマ湖ですから、その辺を含めてそういうものがすぐ近くの沢に行かないような方策というものが何か町として、そういう意見もなかったのか。もしあったとしたら、どういう対策を講じようとしているのか、考えがあればお伺いをしたいなと思います。

それから、159ページの(5)の多面的機能支払交付金事業に要する経費についてなのですが、本年度も前年度同様の予算が計上されております。町内には2か所の協議会が設置しておりますけれども、この旧湧別町のほうの事業の実績といいますか、多面的機能支払交付金をどの程度消化しているのか。過去にもいろいろ問題があったというのは、消化率が悪いというような問題もあったので、相当改善はされてきているのですが、それでこの協議会の、やっぱり新

年度の総会資料等があれば、後日提出していただきたいなというふうに思っておりりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、173ページの（5）の宿泊施設しらかばの管理業務委託料なのですが、これは昨年の、これ契約改正したのは前々年度の12月だと思いますが、その後昨年の9月末で調理師夫婦が退職して、2人いなくなっているという状況になっています。そのいなくなった後の対応策というものは、我々あまり内容をよく分からぬ状況なので、その後の状況についてどのような運営の仕方をされているのか。

それと、これは5年間の契約なので、この経費についても人件費の問題が変わってくるのだというふうに思うのですが、これは今後の委託料の関係に代わるものがあるのかどうか、それについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 農政課長。

○農政課長 1点目の牧野に関してのご質問にお答えさせていただきます。

牧野、令和3年度でございますけれども、富美牧野140頭、旭牧野237頭、川西牧野250頭、東牧野120頭、芭露牧野130頭、計877頭が入ってきております。

それと、2点目のバイオマスの施設でございます。何らかのものが流出してサロマ湖に入らないかというようなご質問だと思いますが、そのような話が漁組さんから確かにございました。それで、例えば地震等で漏れた場合どうするかということで、貯留タンクのほう、東7線道路沿いに2つ並べるようにいたしました。それで、東7線の側溝にできるだけ落ちるようにする。その側溝も今度、今東6線側のほうに渡るような暗渠を掘りまして、サロマ湖のほうには流れないような方策を取るという形で漁組さんの方にお話ををして、その部分では漁組の組合長のほうにはご理解をいただけるというような現状でございます。

それと、3点目の湧別地域資源保全広域協定運営委員会、決算でございます。令和3年度が収入が2,993万9,957円、これはあくまでも仮決算なのですけれども、支出のほうが2,934万8,971円ですので、繰越金としては59万986円ということで、事業費がかなり次年度に繰り越したという年もございましたけれども、令和3年度に関してはほぼ事業費を使い切ったという形で仮決算のほうをいたしております。

以上でございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員のご指摘の宿泊施設しらかばに関するご質問でございます。

しらかばにつきましては、平成31年4月から平成6年3月31日までということで5年間の指定管理契約を結んでおります。それで、しらかばにつきまして

は、今の長引くコロナ禍によりまして、宿泊客だとか宴会利用の減少のために大きな減収を強いられているという状況でございます。このため、指定管理者は昨年11月1日からになりますが、近年の利用者が求める素泊まりで低料金というニーズに対応するために管理体制と料金体制の見直しを行うことで、収支の安定化を図ったものであります。これは、当初しらかばを管理するときに町が求めたサービスの内容を低下させるものではないということで、現在の管理体制につきましては仕様書で規定するとおり、宿泊者がいるときは24時間体制、それから宿泊者がいないときには日勤の体制で夜間は施設に緊急連絡先等を掲示することで対応しているということでございます。また、食事につきましても、夕食と朝食の提供について対応しているということですし、宴会につきましても現在はコロナの関係でなかなか利用のほうはないわけですが、レイクパレスに調理人がおりますので、そちらのほうと連携をして対応をしているということでございます。ですので、委託料の関係のご指摘もありましたが、今言ったとおり委託料の減額についても必要ないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　4番、村川君。

○4番　1点目の牧野の関係については、あらあら分かったわけなので、これは前年度の入牧頭数だと思うのですが、育成センターできたのは今回ですので、それとの比較はできないのではないかと思いますので、これはいいかなと思います。

ただ、1つ全体的入牧頭数は相当減ってきてているというふうには思っております、前年ずっと見てくると。そういう中での牧野に対するいろんな肥料代とかかかる経費の負担は町がしているのですが、それらも含めて、やっぱり減つたら減ったような牧野の運営について経費の節減できるものかどうか、そういうことも含めて十分これから検討していただきたいなというふうに思います。

それから、2点目についてですが、7線道路の側溝を深くして、6線側に落としていくというような対策を講じるということでございますので、我々も他町村から聞かれたりするものですから、そういう対策はしっかりと湧別は講じていますよということの説明できるように我々も持っていなければならぬというふうに思っていますので、質問させていただきましたが、という対応されるということですので、これについてはよろしいと思います。

それから、多面的機能支払交付金の関係なのですが、これは湧別町全体で五千何百万円だったのですか、この多面的機能支払交付金の関係は。協議会は2つありますよね、湧別町に。湧別地区と上湧別地区、2つあるのですが、これはたしか元は1協議会当たり5,000万円くらいの予算があったというふうに思っていたのですが、その中でたしか町がやっていた湧水事業なんかもこれでや

っているというようなふうに伺っていたのですけれども、それとあと農家の融雪事業だとか、これは予算的にやっぱり余るのであれば、この前町長との懇談会かな、関係でやっぱり鹿対策なんかをやってほしいというような農家の意見もあったように聞いていますので、当然鹿対策なんかもこの事業ができるわけですから、有効に活用していっていただきたいというふうに思っております。

それから、宿泊施設の件なのですが、まだ素泊まり以外に要望によって食事も作るということですので、大きく経費が変わることにはならないのだろうというふうに思うのですが、ただ素泊まりの金額なのですけれども、これ指定管理業者に一定期間任せているというのもあるので、例えば遠軽の素泊まりなんかは1泊2,000円なのです。うち、しらかばは素泊まりで4,000円ですよね、たしか。その辺の差もありますので、素泊まりであれば、それほどの大きな経費はかかるないと思うので、やっぱり素泊まりとして宿泊施設を活用していくのであれば、そういうことの対策もしながら宿泊数を増やしていくということも考えていかなければならぬ目かなと。

それと、通常の1泊1食で5,500円でしたか、しらかばは。これは、紋別のプリンスホテルなんかでも1泊、ネットでお願いするらしいのだけれども、朝食つきで2人で1万1,000円だから5,500円ぐらいで泊まれるのです。僕らもお客様来て、しらかばに何人も泊めたり、前回もしたのですけれども、やっぱりその辺十分管理業者と話合いしながら、当然これはもうもうからない仕事だということははっきりしているわけなのです。であれば、少しでもやっぱり宿泊数を増やしていくというようなことを中心に考えた運営の仕方をしてもいいのではないかというふうに考えていますが、それについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長 農政課長。

○農政課長 ただいまの質問にお答えします。

牧野のほうの経費、頭数に合わせて経費を考えていかなければならぬというようなご質問だと思います。私もそう思っております。その部分に関して、今哺育育成センターのほう、どちらの農協も、湧別町農協さんは今完成したばかりですし、えんゆう農協さん、今造っている最中という形でございます。その哺育育成センターができれば、その分だけ牧野は使わなくなるのかという質問をさせていただきましたけれども、牧野のほうも積極的に使わせていただきながら、この哺育育成センターを使っていきたいというふうな回答でございますので、今後逆に牧野のほうに哺育育成センターから多くの牛が入ってくるのかなというふうに思っておりますので、運用のほうが確立するまではまだ現状のまま何とか見ていかなければならぬのかなと考えております。

バイオマスのほうですけれども、事あるごとに説明はしていこうかなと思つ

ております。どうしても産業都市構想つくったときにサロマ湖の話を出しております。その中で漁組さんや養殖組合のほうからもかなり心配の声が出ておりまして、そういうところで心配がないという形でつくるという形で、機会があればそういう説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

それと、多面のほうでございます。こちらのほうは、5,836万1,000円の令和4年度の予算を計上させていただいておりますけれども、こちらのほうは上湧別地域と湧別地域、両方でございます。ですので、上湧別地域が2,929万3,036円、湧別地域が2,906万7,032円という形でなっております。先ほどお話ししたように、湧別地域に関してはほとんど繰越金がないという状態でほとんど使い切っているという形でございます。ただ、単純に鹿柵を設置できるかどうかというのは、今後これを担当している、土地連さんが今担当しているのですけれども、そちらのほうと打合せをさせていただきたいと思いますけれども、今現在ほぼ予算を使い切っておりますので、なかなかそちらのほうに予算を振り向けるのは、仮にできたとしても難しいのかなと思っております。

それと、先ほど1点、回答漏れがありました。総会の資料でございますけれども、まだ仮決算が終わって、それをいただいているような状態なものですから、総会資料のほうは私どもも持っております。総会資料がそろった段階で議員さんの方にお渡しするような形でもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○農政課長 では、以上でございます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 しらかばに関する料金の関係でございます。

しらかばにつきましては、今素泊まり4,000円ということで500円ほど安くした経過がございます。今の現状、利用のされ方ということで、約9割の方が素泊まりだということで聞いております。あの1割も夕食はコンビニとかで済ますからいいということで、朝食だけ取るという方が1割いるという現状でございます。確かに規模とかサービスとかに比べると4,000円というのは高いかもしませんが、この料金設定したときに指定管理者とも相談受けたのですが、町内の旅館を見ますと、大体3,500円ぐらいの素泊まり料金でありましたので、それに若干プラスして4,000円ということで決めた経過があるところでございます。これにつきましては、あと2年間指定期間があるわけですが、あと2年でこの施設がどういうふうに、方向性もまた決めていかなければならない時期には来ておりますので、それも含めて今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 今のしらかばの関係なのですけれども、今課長説明されたとおり、

今後の対応についても十分検討をしながらということなので、これからは更新までに、恐らく実績的にはこのコロナというのもあるから、なかなか急に上がる見込みというのはないのだろうと思うのですけれども、やっぱり施設を置くことによって、相当の消耗している部分がいかれて経費もかかる、そういう状況にどんどんなっていく状況にありますので、それらも含めてやっぱり最終決断するときはするというような方向で検討していくかなければならないというふうに思いますので、十分その辺を庁舎内で議論して進めていただきたいというふうに思って、お願いをして終わりたいと思います。

終わります。

○議長 2番、高田君。

○2番 175ページです。7款の商工費の9節の18、補助金の中の観光協会の補助金ということで1,011万9,000円、新年度から事務局長さんが今度就任されると、設置されるということでございます。それにおきまして、今後観光の振興、そして推進のために、事務局さんに行政側としてはどのような期待をかけるかということでお話を伺いたいと存じます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 高田議員の質問にご回答したいと思います。

今回事務局長が3月1日で新しく就任をいたしました。本来であれば、4月1日からということの予定だったのですけれども、チューリップフェアも始まりますので、前倒しして3月1日からということで現在も勤めているということです。

期待する部分というところでございますが、今大きい部分でいきますと、施設の法人化という部分があると思います。平成29年度から町のほうで法人化して、ちゃんと事務局体制をしっかりとし、責任のある体制をつくるべきだということでお願いをしているところですが、なかなか今うまくいっていない、進んでいない部分がありますので、第一にそこの法人化に向かって事務局長には進んでいただきたい。プラス、ほかの観光振興も併せて、フェアを中心にお願いしたいというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を打ちります。

次に、第8款土木費、第9款消防費の質疑を行います。説明書180ページから193ページまで。

4番、村川君。

○4番 土木費の189ページ、公営住宅の建設についてお伺いをしたいと思

います。

現状の公営住宅の建設、特に湧別地区なのですが、湧別地区はやっぱり寒さがかなり厳しいという状況にあって、建設時の暖房対策、断熱対策ですね、断熱対策がやっぱりちょっと弱いのかなと。そういうことで、入っている人たちがカビが生えたり、昨年も大変建設課にはお世話になったわけですけれども、これはその管理の問題は相当あると思います。管理が悪いという部分もあるのですが、その前にもう少し湧別地区は、これ過去からずっと言ってきていることなのですけれども、北側はどうしても断熱効果を高くしてやらないと、理由とすれば壁側に物を置くからだというようなことも、それは指摘されていますけれども、当然狭い部屋の中で家の真ん中に空けて物を置くというスペースなんてないわけなのです。どうしてもやっぱり壁側に置かなければならない。そういうことを踏まえたときに、入居者にもしっかりとその辺の説明をまずすることが大事だと思いますし、特に建設に当たってもう少し北側についての断熱効果を高くできないのかなということをお伺いします。

それと、単身者住宅、これについても今単身者、船乗りだとか、いろんなところから若い者が入ってきて入居しているわけで、鍵の問題で他の人が侵入したり、いろんなことも起きているように聞いております。今の時代ですから、何とかオートロックにできるような建設の方法を考えていくべきでないかというふうに思っていますが、これらについて答弁をいただきたいと思います。

○議長 建設課長。

○建設課長 村川議員のご質問にお答えさせていただきます。

公営住宅の断熱の関係で、湿気があつたり寒いというような、既設の公営住宅についてでございますが、古い住宅につきましては湧別、上湧別含めましてブロック造りの住宅が主流でございまして、やはりその住宅についてはある程度湿気が伴うという形になりますので、入居のときにはその辺の話をしているつもりではありますけれども、改めてまた入居される方についてはまた話をさせていただきたいというふうに思っております。

近年建てている公営住宅につきましては、ブロック造りではなくて木造に変更して、断熱だとか湿気だとか、そういうものを取り除くような形の住宅の建設を進めているところでございます。そういう形で、今後とも新しい住宅については木造の住宅という形で整備を進めてまいりたいと思いますし、古い住宅に入居される方については、改めて説明をさせていただきたいと考えます。

あと、特公賃につきましては、オートロックにつきましても今後特公賃住宅、いわゆる単身者住宅になりますけれども、入っている方というのが一般的に多いのは社員になりますので、逆に特公賃住宅については今後整備を今のところ考えてはいませんし、修繕のほうもオートロックという部分についても、管理

上あればよろしいのかとは思うのですが、かかる費用が結構莫大になりますので、当面は現状のを使っていただくような形で、管理についても改めて入居者の方に管理をきちっとするような形の啓蒙活動、文書を出して管理をしっかりとしていくような形で考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長 4番、村川君。

○4番 当然考え方、分からぬわけではないです。

古い住宅ばかりでない、去年あったのは平成17年の住宅が相当カビ、それと室内に物を置いたばかりでなくて、押し入れに物があまり入っていないところにもカビが相当生えていたというようなことで、僕も写真も撮ってきていますが、もう少しどういうところの管理をすればそういうことにならないのか、文書か何かで住宅に書いて説明しておくとか、何かもう少し対応を必要でないかと思うのです。あれだけひどいカビの中で生活することは大変な、よく生活しているなというふうに私は思っていましたけれども、このコロナでおさらどうなってしまうのだろうというような感じまで出ましたので、その辺の細かい入居者に対してのしっかりした対応をしてやっていただきたいなというふうに思います。

特交住宅を建てる予定はないということですから、それはそれでいいとしても、できるだけのことは担当としてしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 建設課長。

○建設課長 公営住宅、平成17年に建てた住宅についても結構カビがという話を今お伺いしまして、全町的な公営住宅の管理につきましては、文書か何かでまたきちっとお願ひするような形を取ろうと思っているのですけれども、ただ同じ年度に建てた住宅の中でも、やはり管理の仕方によってはカビ臭くないところもありますし、そういうのもありますから、その辺含めて改めてまた入居者の方にはお願ひをして指導したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第8款土木費、第9款消防費の質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費の質疑を行います。194ページから233ページ。

10番、山本君。

○10番 1点だけお伺いします。

199ページ、(8)の湧別高等学校存続対策に要する経費で2,345万3,000円のうちで、先日の説明でパソコン整備とか通学費増額ということで増額になって

いるということだったのですけれども、今年令和4年から高校で1人パソコン1台持たなければならぬということで、その湧別高校は持っていない人は貸出しというか、そういうふうに準備をするということも聞いていたのですけれども、その分のパソコン整備をするということなのか、その点お伺いします。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 山本議員の質疑にお答え申し上げます。

ご質問のありました湧別高校存続対策事業における湧高に対する補助金の中で、今ご質問のありました来年といいますか、今年の4月から道立高校全てで新1年生から、いわゆるコンピュータを用いたコンピュータ学習が始まるという背景がございます。その情報を聞きしましたので、この予算の中で湧別高校に上がられる1年生の、いわゆるタブレットなのですが、アイパッドを計画しておりますが、それについてはぜひとも町のほうでこの補助金の中で手当てをしようということで計上したものでございます。ですから、来年は湧高の1年生からはすぐタブレットを使うということで、予算の中では基本的に今のところ30台分ということで、入学者の分は手当てするように予算計上しておりますが、実際には入学された人数分で補助をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 1番、関野君。

○1番 229ページ、(8)のスケートリンクに要する経費222万2,000円でございます。

当湧別町は、健康づくりを宣言している町でございます。それで、湧別町の町営スケートリンクが芭露にございます。

それで、お伺いします。芭露のスケートリンクの利用人数、どのぐらいあったのか、直近の人数を教えていただきたいと思います。

それと、やっぱり今スケートリンクは芭露にございますけれども、町民が多く利用するということを考えますと、芭露地域は端のほうになりますので、リンクを造る場所について検討されているのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 関野議員のご質問にお答えいたします。

芭露スケートリンクの関係でございます。まず、利用実態ですけれども、直近、今年度、令和3年度ですけれども、12月末から2月末まで53日間開設をいたしまして、利用者は480人ということになっております。一番ピークのときは、かなり減っている状態でございます。

続きまして、町営リンクということで、芭露ではなく、芭露以外のところに

検討しているのかということでございます。現在来月4月から始まります第3期湧別町総合計画におきまして、湧別町スケートリンク建設事業ということで計画は登載をさせていただいておりますが、今後の費用対効果の部分も含めまして、場所ですとか、その造成規模等につきましては未定となってございます。今後計画期間の中で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長　4番、村川君。

○4番　219ページの教育費の文化奨励費の中の委託料の関係なのですが、これはTOMは高齢者が、いろんなあそこ出張所あるので、活用、利用が多いというようなことで、TOMの関係についてお伺いしますけれども、高齢者がタクシーで乗ってきて、そして出張所に用事をするというときに、あそこにバス停があって、それ以外に駐車できないのです。タクシーの運転手が車椅子を押して出張所まで行って書類を取って戻ってくるという間、やっぱり何らかのあそこ車を止められる形、何とかできないのかというのが相当、数年ずっと言われてきたことなのですが、そして正面の入り口のインターロッキングですか、あれも大分傷んでがたがたになってきているということもありますが、何とかあそこに一時的にタクシーを止めれるような形を取れないかどうか。タクシーのほうからもそういうご意見が……。これは、町の施設だけでない、ほかの施設にも乗り降りするところが引っ込んで、水がいつもたまっているというようなご意見もありますが、今一番TOMの出張所ということの活用が多いということなので、高齢者にとってはやっぱり大変だということありますので、それらをよく現地見て対応していく考えはないかどうかお伺いをいたします。

○議長　社会教育課長。

○社会教育課長　村川議員のご質問にお答えします。

文化センターTOMの部分、一番使われているということですので、私のほうからご答弁いたします。

あそこ、文化センターTOMのところ、インターロッキングございまして、確かに議員言われているとおり、波を打っているような状態でございますし、高齢者の方からも歩きづらい、滑るというような声も承っております。それにつきましては、来年度、4年度ですね、対応して直すようにしていきたいというふうに、まず検討しております。

また、タクシーで止めて利用しづらいということです。現在のところ、あそこはバス停留所ということで、バスの止まるスペースが若干ございます。当然バスが来られるときは、一般の車はなかなか一時駐車できない事情もあると思いますが、バス来ていないとき、その部分を活用して止めていただいているという実情も拝見させていただいておりますので、現在のところはそのスペース

をうまく活用していただきながら、またインターロッキングにつきましては歩きやすいように考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なれば、第10款教育費の質疑を打ちります。

暫時休憩いたします

休憩宣告 (15:27)

再開宣言 (15:40)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を行います。234ページから239ページまで。質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なれば、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を打ちります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 訳の分からないこといっぱい聞いて大変申し訳ないのですけれども、8ページの地方譲与税の中の森林環境譲与税について分からぬところありますので、お伺いをいたしたいと思います。

昨年度は六千数百万円の環境税の残があり、今年度については9,600万円ほどの予算があるということですが、環境譲与税という部分ですが、この前新聞等にも出ていましたけれども、全国で活用されている分が40%前後というようなことで、北海道なんかは活用は多いということなのですが、多分これは森林の活性化のためにいろんな事業に使われている部分だと思うのです。ほかの事業も含めて環境税を使っているのだというふうに思うのですが、例えば100%とは言わないけれども、相当消化するということは何か問題があるのかなど、ちょっとお聞きしたいのです。

それと、例えば民間で、この間新聞に出た木材を主とした建物、木工品等に残っていた予算を充てるというような自治体のあれも出ていたのですけれども、これらの用途ですか、これはどこをどの辺まで譲与税を使っていいけるのか、もしお伺いできれば教えていただきたいと思います。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 森林環境譲与税についてお答えをしたいと思います。

森林環境譲与税ですけれども、使い道ですけれども、民有林の整備ですとか、あと林業者の扱い手ですとか、そういう事業に使えることとなっております。

本町におきましても、使うべく事業に充当はしておりますけれども、なかなか使う額が大きくなないといいますか、今年、昨年もそうですけれども、少ない額ですが、事業に充てているのですけれども、コロナ禍でそういう研修会ですか事業が中止になって、それが使えなくて、一回積み立てるというようなことが続いているところであります。

今年度からは、R3年度ですけれども、新たに民有林の整備と、あと担い手の育成ということで、事業体がそういうことに関して安全装備ですとか、そういうものを買ったときに補助する制度もつくっておりますけれども、まだ使われ方が少ない。あと、民有林整備のほうでも国の補助金を優先に使用しておりますので、そちらのほうがたくさん、たくさんといいますか、十分にお金がつきましたので、その分当初2,700万円ほどうちのほうも民有林整備に新たに環境譲与税を使って整備をしてもらうということで予算を見ていましたけれども、3月の補正で大きな額を減額させていただいたという形になっております。使用で100%、もちろん本来使っていくべきものなので、今積んでいるのですけれども、本来であればどんどん使っていくというのがそういう方針であります。うちのほうもそういう新しい事業もやっておりましますし、今後も、先ほど議員からありました木材の利用ということで、今回うちのほうでも何点か玩具を買うですか、子供への玩具の提供ですか、児童施設への玩具を設置するですかというふうにお金を使っております。あと、今後また考えながら、公共施設の木材を使うという部分にも充当ができますので、そういうところも考えながら利用方針を考えて使用していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　4番、村川君。

○4番　よく分かりました。

それと、先ほど申し上げたのですが、木工品等の、例えば製造している製造会社とか、それから例えば湧別庁舎を木材で建てるよといったときだとかという部分には活用はできると。木造製造という部分について分からないので、その辺も分かれば教えていただきたいと思います。

○議長　水産林務課長。

○水産林務課長　使い道ですけれども、先ほど話しましたように民有林の事業体が山を整備するのにも使いますし、あと公共施設ですか、そういうところで建物を建てるときに木材を利用して造るというふうなときに充当もできるということになっております。そういうことも、うちの指針のほうにも入れておりますので、今後公共施設をやるときにはそういうことができないか考えながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　4番、村川君。

○4 番 木芸品というか、そういう工場なんかにそういうものを充当できるのかということを聞きたいと思います。

○議 長 水産林務課長。

○水産林務課長 民間の工場にお金をということでしょうか。

○4 番 民芸品を作っている、民芸品屋さんみたいのあるよね。そういう部分が木を使うわけでしょう。そういう人たちも支援を受けるのかな、譲与税で。

○水産林務課長 うちの今の補助の制度ではそういう事業はないのですけれども、うちのほうでそういう木工芸品を促進していくといいますか、普及させていくという部分で材の提供ですとか、そういう間接的なことはできると考えております。ただ、その工場にお金を入れるということ自体はできないのですけれども、それが担い手の促進ですとか、そういうことに関わっていけば充当はできるというふうに考えております。

○議 長 10番、山本君。

○10 番 資料を提供してもらったのですけれども、51ページの分譲宅地売払収入の件なのですけれども、先日補正予算ではまなす団地と開盛パークタウンですか、売却できたということで報告あったのですけれども、資料をいただいたのは、私区画の残が湧別町全体でどのぐらい残っているかということを資料要求したのですけれども、いただいた資料を先日の補正予算のはまなす団地と開盛のパークタウンが3区画と6区画残っているというだけの資料をいただいたのですけれども、湧別町全体で、このほかに残っている区画というのはないのでしょうか。たしか令和3年度になってから補正で1区画戻された人いましたよね。その点は、売却、またその後売却になったのか、そのまま残っているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議 長 建設課長。

○建設課長 山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

資料を提供いたしましたのは、町内全部の団地の中の残区画ある分譲宅地になってございます。それで、美園団地とリラ団地につきましては、最終的な今契約はしておりませんけれども、買収の申込みが来ておりますので、その部分については完売をしたということで、その分については残区画数はないということで、資料のほうはご提供させていただいているところでございます。

○議 長 ほかにありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 なければ、歳入の質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

○全 員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第22号 令和4年度湧別町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案の質疑を行います。ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第23号 令和4年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第24号 令和4年度湧別町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 1点だけお伺いします。

介護の27ページ、施設介護サービス等給付に要する経費の件なのですけれど

も、先日補正予算で1,800万円減額になって、今回の予算でさらに1,000万円近く、合計2,700万円の前年度より減ということなのですけれども、大きなこれだけの減になっている理由をお伺いしたいと思います。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの山本議員の質問にお答えしたいと思います。

今回予算で減額になった主な理由としましては、3つの要因があります。1つ目は、特別養護老人ホームの空きベッドをショートステイで利用しているということが1つ目。2つ目としましては、障害者の入所でございます。湧別町以外の方が特別養護老人ホームに入所した場合は、その元の住所地の保険者が給付費を払うことになりますので、湧別町の特別会計からは支出がされませんので、その分の減があります。3つ目は、介護老人保健施設の入所者の減ということになります。町内には介護老人保健施設はございませんが、近くでいけばプライムいくたはらだとか、あとは北見、紋別とかにもございますが、入所施設ですと1名入所者が減れば年間300万円近くの給付費が減額になりますので、その3つの要因が減額の原因となっているものと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 10番、山本君。

○10番 今町外から入所されている方は、町外というか、その市町村で負担するということなのですけれども、湧別町民、さっき来夢とかいろいろ介護施設、町外の施設に入られている方も人数的にはどのぐらいの、減になるほどはないということなのですか。金額が少なくなっている……

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 令和3年度に比べて、町外の老人保健施設の入所者は少ない傾向にございます。詳しい人数は、直近で把握しているのは8名でございます。

以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第25号 令和4年度湧別町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

1番、関野君。

○1 番 水の2ページです。水道料金が1億7,851万5,000円ございますけれども、お聞きしたいのでございます。町として上水道を供給している世帯数、そして自家水を使っている世帯数というものを把握しているのか、後ほど教えてください。

それと、我々住んでいる芭露の西芭露地域におきましては、町水道の本管からかなり離れているところに住宅が点在してございます。

そこで、自家水を使っているのですけれども、やっぱり12月、1月になると渇水するという心配があるのです。現実に何年か前は起きているのです。こういう方も何人かおられますので、それに対する町として何か一定の条件の下に補助するだとか、そういう制度があれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長 水道課長。

○水道課長 関野さんのご質問にお答えしたいと思います。

分かる範囲で恐縮なのですが、申し訳ございませんが、自家水の人数につきましては、うちで全て把握してございませんので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

契約件数といいますか、一月の件数でございますが、直近の数字で申し上げますと、例えば令和3年10月ですと3,481件という数字で動いてございます。大体来年度の予算につきましては、3,500件ということで考えてございます。

それから、2点目の離れたところの方の、いわゆる給水管が遠いというところのお話かと思います。それで、町のほうで対策としては、水道設備を新たに引く方につきましては補助制度がございます。その補助制度については、事業費の中から50万円を引いて、さらに消費税も引いた中で150万円を限度に補助できる制度がございますので、その制度をご検討していただければと思います。町としての対策としては、そういった対策がございます。

以上でございます。

○議長 1番、関野君。

○1 番 住んでいるところが町水道は町道の反対側にあって、そして町道の下をくぐってきて、そして畑を通って川を、川に橋架かっているので、そしてそこからまたうちのほうに進んでくるという、そんな状況のところにいるものですから、何とか渇水にならなければいいのだけれども、そういう心配が毎年あるので、先ほど言いましたけれども、一定の条件の下に自分のところで水道、鉄管打ってやった場合、そういうもののなかかった経費の何か助成があれば

なという話が来たものですから、今日伺った次第でございます。

○議長 水道課長。

○水道課長 ご質問の意図が分かりましたが、おっしゃることは十分理解させていただくのですが、今のところ井戸に対して助成するというような制度は持ってございませんし、今後も、申し訳ないのですが、基本的には水道を利用していただく制度として活用していただくか、場合によっては経費がかかるようであれば、そういった形でご自分で対応していただくというようなこと。あるいは、社会条件、年齢構成によっては、場合によっては住居を水道の通っている等、あるいはほかの電気だとかいろんな部分でもっと都合のいい、生活を快適に送れる場所があるやもしれませんので、そちらのほうも含めて総合的に検討していただくのが一番かと思いますので、質問的回答としてはよくないかもしませんが、以上でございます。

○1 番 理解はしませんけれども、分かりました。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第26号 令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終結し、討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第27号 令和4年度湧別町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これより同意第1号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、諮問第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 濟問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

- 全 員 (な し)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- これより諮問第1号について採決を行います。
- お諮りします。
- 本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。
- 全 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしと認めます。
- したがって、諮問第1号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。
- 日程第12、諮問第2号を議題といたします。
- 事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
- 局長。
- 議会事務局長 濟問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について。
- 議 長 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- (町長提案理由説明)
- 議 長 これから質疑を行います。
- 全 員 (な し)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- これより諮問第2号について採決を行います。
- お諮りします。
- 本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。
- 全 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしと認めます。
- したがって、諮問第2号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。
- 日程第13、諮問第3号を議題といたします。
- 事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
- 局長。
- 議会事務局長 濟問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について。
- 議 長 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- (町長提案理由説明)
- 議 長 これから質疑を行います。
- 全 員 (な し)
- 議 長 質疑なしと認めます。

これより諮問第3号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。

日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、本定例会以降明年3月定例会までの間において随時理事者より要望などのため出張の要請があったときは、その内容により議長または関係の議員を派遣することとし、さらにそのほかの出張や出張の細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしたとおり決定いたしました。

日程第15、閉会中の所管事務調査等の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和4年第1回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉会宣言 (16:17)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であること
を証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 関野一良

湧別町議会 議員 高田 映二